

## ① 「賃上げ」 支援助成金パッケージ

各種助成金を活用し、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

- 業務改善助成金
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改善コース）
- 働き方改革推進支援助成金
- 人材開発支援助成金
- 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

## ② 三重働き方改革推進支援センター

センター本部及び47都道府県センターからなる「働き方改革推進支援センター」を設置。労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や企業訪問等によるコンサルティングの実施、企業の実例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施などの支援を行っている。

## ③ その他

労働基準監督署において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や改正法である取引適正化法の資料を配布し周知。

# 厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和6年度）

## 全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

## 三重県

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）	令和7年度※ 応募・申請数(件)
業務改善助成金	367	286	3.3	436
キャリアアップ助成金	976	734	4.1	1,298
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—	2
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	574	530	1.4	476
働き方改革推進支援助成金	102	80	1.3	64

（※令和8年1月末時点の件数）

# 令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

## 生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】 ※令和7年度補正予算額352億円 拡充

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】 拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース） 拡充  
【533億円】

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 事業展開等リスクリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 拡充  
【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

## 非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース） 拡充  
【554億円】

- ①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

## より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成 拡充
- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

(※下線部 = R 8 当初予算案における拡充部分)

令和8年度当初予算案 **21億円** (15億円) ※( )内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

## 1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

## 2 事業の概要・スキーム等

### 【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



### 【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

### 【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

### 【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上 (※)	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の( )は事業場規模30人未満

### 【助成率】

事業場内最低賃金	三重県 (令和7年度 1,087円)
事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

## 3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

## 4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

めざすところ 中小企業・小規模企業の収益力を向上させ、賃上げの原資を確保

## 適正取引・価格転嫁の促進

### ① 三重共同宣言の広がり

- 三重共同宣言を採択した関係機関・団体が取引適正化に向けた独自の取組を展開



- 【中小企業団体中央会】インボイス制度及び価格転嫁対策講習会（R7.9月）
- 【三重県信用保証協会】個別事例研究会「原価の見える化による収益改善」（R7.10月）
- 【三重労働局】トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会（R7.12月）

### ② 適正取引・価格転嫁促進フォーラム

- 共同宣言機関・団体共催でフォーラム開催
- 取適法（改正下請法）や先進企業の取組に関する講演で機運醸成
- 参加者150名（会場100名）



## 生産性向上・経営改善の支援

### ③ 生産性向上・業態転換支援補助金

- 事業者の生産性向上や業態転換の実施などを支援することで、賃上げ原資の確保につなげる
- R3年度から計12回実施している「生産性向上・業態転換支援補助金」のうち5回を賃上げ等につなげることを目的として実施
- 補助金を活用した事業を通じて約400社が賃上げを実行

### ④ コーディネーターによる伴走支援

- 事業を発展的に継続できるよう、事業者の実情に応じた経営改善の取組を伴走型で支援
- 実践的な価格交渉に向けた相談・アドバイスをはじめ、管理会計手法の習得・活用など、総合的な取組を伴走型で支援

R7年度（12月末時点）支援実績

- 支援先企業数：173者【累計：1,616者（R3～R7年度）】

今後の取組

### 適正取引・価格転嫁の促進（R7年度2月補正予算）

- 三重共同宣言を採択した関係機関・団体と連携して、取引適正化の機運醸成に向けたフォーラムを開催
- 取適法などに関するセミナーを開催し、適切な価格転嫁に向けた取組を支援

### 生産性向上・業態転換支援補助金（R7年度12月補正予算）

- R8年第1期分を2/27（金）まで公募中。第2期はR8.5月中旬に公募開始予定。（賃上げを要件とする賃上げコースを創設し、支援）

### コーディネーターによる伴走支援（R8年度当初予算）

- 引き続き、経営改善の取組などを伴走型で支援

# 中堅・中小企業の賃上げ支援策について

令和8年2月

# 目次

**1. 取引適正化のための施策**

2. 稼ぐ力の強化に向けた支援策

# 価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【発注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月  
フォローアップ調査結果  
(2025年11月28日発表)

- 都道府県別の転嫁率は、上位の都道府県と下位の都道府県で**10%以上の差**が生じている。

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	58.6%	724	25位	九州	宮崎県	52.0%	683
	2位	九州	大分県	56.5%	750	26位	四国	愛媛県	51.8%	1,398
	3位	中国	鳥取県	56.5%	524	27位	中部	石川県	51.7%	365
	4位	中国	山口県	56.0%	1,183	28位	関東	埼玉県	51.5%	1,510
	5位	東北	秋田県	56.0%	81	29位	中国	岡山県	51.5%	1,720
	6位	九州	長崎県	55.8%	837	30位	近畿	京都府	51.4%	2,087
	7位	北海道	北海道	55.5%	867	31位	中部	愛知県	51.4%	3,855
	8位	中国	広島県	55.3%	3,090	32位	近畿	滋賀県	51.1%	718
	9位	四国	高知県	55.3%	592	33位	中部	富山県	50.9%	396
	10位	九州	鹿児島県	55.1%	1,046	34位	東北	福島県	49.7%	281
	11位	関東	東京都	54.9%	27,552	35位	中部	三重県	49.5%	889
	12位	東北	青森県	54.8%	189	36位	中部	岐阜県	49.5%	798
	13位	近畿	兵庫県	54.8%	3,528	37位	関東	静岡県	49.4%	1,422
	14位	九州	熊本県	54.0%	1,181	38位	近畿	和歌山県	49.2%	483
	15位	四国	香川県	53.9%	1,000	39位	近畿	奈良県	48.9%	413
	16位	関東	神奈川県	53.8%	2,896	40位	関東	長野県	48.2%	582
	17位	九州	福岡県	53.7%	4,330	41位	東北	宮城県	48.1%	395
	18位	関東	千葉県	53.6%	971	42位	近畿	福井県	47.7%	343
	19位	関東	茨城県	53.2%	397	43位	関東	栃木県	47.2%	308
	20位	近畿	大阪府	53.2%	12,329	44位	四国	徳島県	47.2%	491
	21位	関東	新潟県	53.2%	533	45位	関東	山梨県	46.0%	180
	22位	東北	山形県	52.2%	187	46位	関東	群馬県	45.8%	455
	23位	九州	佐賀県	52.1%	650	47位	東北	岩手県	45.5%	168
	24位	沖縄	沖縄県	52.1%	859					

<参考> 受託中小企業振興法 ※改正法により地方公共団体の責務規定を新設。

第二十三条 (略)

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあわせて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

# 価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【受注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月  
フォローアップ調査結果  
(2025年11月28日発表)

- 発注企業の所在地で価格転嫁率が高い都道府県（上位にある都道府県）は、受注企業の所在地ごとの集計でも価格転嫁率が高い傾向にある。

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	56.5%	983	25位	中部	富山県	52.0%	309
	2位	中国	広島県	56.3%	4145	26位	関東	神奈川県	51.8%	2083
	3位	近畿	兵庫県	56.3%	4473	27位	九州	佐賀県	51.7%	892
	4位	九州	長崎県	55.9%	1253	28位	東北	青森県	51.3%	252
	5位	北海道	北海道	55.3%	912	29位	中部	岐阜県	51.1%	1237
	6位	関東	東京都	55.2%	16662	30位	近畿	京都府	51.1%	2073
	7位	四国	高知県	55.1%	732	31位	関東	新潟県	51.1%	483
	8位	中国	鳥取県	55.1%	788	32位	関東	茨城県	50.6%	560
	9位	中国	山口県	55.0%	1889	33位	関東	静岡県	50.1%	1757
	10位	近畿	大阪府	54.8%	12611	34位	関東	埼玉県	50.0%	1940
	11位	九州	熊本県	54.6%	1728	35位	沖縄	沖縄県	49.6%	1098
	12位	中国	岡山県	54.2%	2607	36位	関東	長野県	49.1%	526
	13位	九州	鹿児島県	54.2%	1464	37位	近畿	奈良県	49.0%	803
	14位	東北	秋田県	54.1%	108	38位	関東	栃木県	48.8%	373
	15位	九州	福岡県	54.1%	5708	39位	中部	愛知県	48.8%	2731
	16位	中部	石川県	53.7%	317	40位	四国	徳島県	48.5%	761
	17位	東北	福島県	53.1%	318	41位	関東	千葉県	47.9%	1157
	18位	九州	大分県	53.1%	1159	42位	東北	山形県	47.3%	189
	19位	近畿	和歌山県	52.7%	795	43位	東北	岩手県	46.5%	210
	20位	九州	宮崎県	52.6%	995	44位	近畿	福井県	46.5%	259
	21位	中部	三重県	52.6%	1562	45位	関東	群馬県	46.0%	483
	22位	近畿	滋賀県	52.3%	1283	46位	関東	山梨県	44.7%	160
	23位	四国	香川県	52.3%	1495	47位	東北	宮城県	40.4%	431
	24位	四国	愛媛県	52.1%	1784					

# 政府（中部経済産業局）の取組

- 中小企業の賃上げや投資の原資を確保するためには、旧態依然とした取引慣行を改め、価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- 自動車産業をはじめとする重層構造の産業が集積する中部地域においては、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させ利益を共有することで、中小企業の経営基盤の強化に繋げるべく、価格協議や型取引における取引適正化の取組を強力に推進。

## 1. 受託（フリーランス）取引の適正化

- ①中小受託取引適正化法の執行（親事業者への立入検査等により違反行為を是正） ※令和8年1月1日改正法施行
- ②フリーランス法の執行（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。令和6年11月施行。）

## 2. 受託取引に関する実態把握

- ①取引Gメン（中部局24名／全国330名体制）が、中小企業から取引実態をヒアリング  
⇒ヒアリング結果は当局における他の取組にも反映。

## 3. 自主的な取引適正化の促進

- ①共同宣言や協定を締結している自治体と連携したシンポジウムの開催。
- ②自動車業界と連携した取引適正化の推進を実施。

## 4. 価格交渉・価格転嫁の促進

- ①価格交渉促進月間（毎年9月、3月が推進月間。中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境づくり。）
- ②労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月公取委公表）の周知・徹底。

## 5. 改正法の普及啓発

- ①公正取引委員会と連携し、管内各県において説明会を開催。
- ②外部機関主催会議での講師対応のほか、金融機関・部工会と連携した自動車業界向けの説明会を開催。

# 取引調査員によるヒアリングについて

- 平成29年(2017年)から取引調査員を中小企業庁と各地方経済産業局に配置(330名体制)
- 全国の中小企業に対して、発注側企業との間の取引実態についてヒアリングを実施(年間約1万件)
- 平成29年1月から令和6年11月までの約8年間におけるヒアリング件数の累計は、63,035件

業種別		業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
	自動車・自動車部品	207	2.1%	金属	1423	14.6%	不動産管理	40	0.4%	
	素形材	276	2.8%	化学	656	6.7%	製薬	71	0.7%	
	機械製造	425	4.4%	運送関係	476	4.9%	医療機器・介護福祉機器	47	0.5%	
	輸送用機械	75	0.8%	建設・住宅	940	9.6%	旅行	41	0.4%	
	繊維関係	387	4.0%	警備	73	0.7%	自動車整備	125	1.3%	
	電機・情報通信機器	457	4.7%	放送コンテンツ・アニメ	166	1.7%	技術サービス(土木建築)	310	3.2%	
	情報サービス・ソフトウェア	625	6.4%	印刷	252	2.6%	サービス	535	5.5%	
	流通	429	4.4%	広告	144	1.5%	その他製造	507	5.2%	
	建材・住宅設備	203	2.1%	電力・通信等	40	0.4%	その他非製造	254	2.6%	
	紙・紙加工	197	2.0%	食品・飲食関係	368	3.8%	全体	9749	100.0%	

資本金別	資本金	件数	割合
	1億円超	129	1%
	5千万円超～1億円以下	1,251	13%
	1千万円超～5千万円以下	3,692	38%
	1千万円以下	4,677	48%

地域別		地域	件数	割合	地域	件数	割合	地域	件数	割合
	北海道	329	3%	中部	1,056	11%	四国	324	3%	
	東北	743	8%	近畿	1,537	16%	九州	764	8%	
	関東	4,194	43%	中国	553	6%	沖縄	249	3%	



- 中小企業政策審議会取引問題小委員会（令和7年1月開催）において、ヒアリングの特徴的な事例を、テーマ別・業種別に集計分析した資料を提出。

## 価格交渉

- ●年以上継続している部品でも**転注を恐れて価格見直しの申し入れをしてこなかった**。30年以上前に決まっていた工賃で仕事を請け負ってきている。【発注：自動車部品、受注：金属製品製造・加工】
- 自社（下請事業者）は、**取引先の労務費上昇分を、更なる（取引先）上位企業に転嫁できていないことを認識しているため、自社の労務費上昇分の価格転嫁は言い出しにくい**。【発注：金属製品製造・加工、受注：金属製品製造・加工】

## 支払条件

- 集金（手形受取）と同時に割引し現金化している。**サイト120日を長いと感じているが、転注を懸念し短縮化を申し入れたことはない**。2024年11月の支払サイトに係る下請法運用基準の改正による取引先の対応に期待。【発注：流通、受注：道路貨物運送】
- **納品から支払いまで60日を超える事がある**。また、**振込手数料は自社（下請事業者）負担**であるが、その取り決めの文書はない。**長年の商慣習**であり、こちらから取引先負担に変更を要請するつもりはない。【発注：その他製造業、受注：金属製品製造・加工】
- 取引先へ●月に納品を行ったが、取引先からの支払いは2ヶ月遅れの●月になり、納品日から60日を超えた。取引先の説明では、**エンドユーザー（取引最上位企業）から取引先への支払いがあるまでは支払えない**とのことであった。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】
- 手形による支払いでサイトは120日である。**手形サイトが長いのは、取引先が上位取引先に納品した機器の代金が入金にならないと自社（下請事業者）に支払えないから**と聞いている。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】

## 型取引

- 「**木型があれば継続的な仕事がもらえる**」との過去からの**業界慣習**があることから、取引先は**自社（下請事業者）保管が当たり前との潜在意識**がある、今後の継続的な取引への影響も懸念して**自社から強く保管料の支払いを求められない**。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】
- **業界の慣わしとして、年に1個でも注文が出されれば保管することが求められているが、保管料の支払いはない**。自社（下請事業者）も保管費用を請求していない。**請求する概念がないから**である。【発注：自動車部品、受注：素形材】

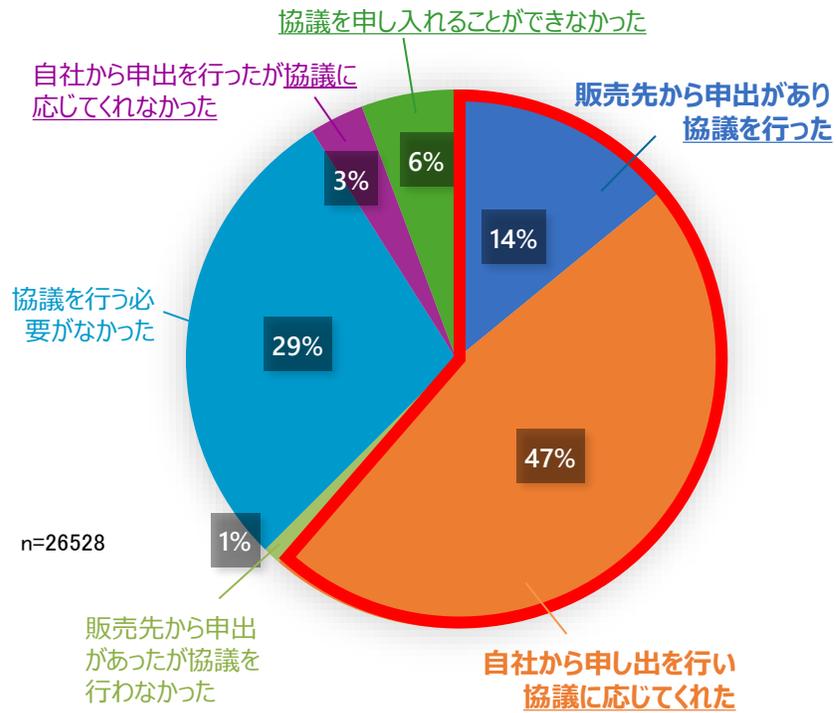
## 知財関連

- 取引先の**工場監査の際には特に制限は設けていない**。自社独自のノウハウはあるが、**見てすぐに真似できるものではないので、オープン**にしている。【発注：金属製品製造・加工、受注：金属製品製造・加工】
- 取引先の顧客が**外注先だけでしか製造できないことを不安視されると困るので取引先でも内製化を始めた**。**自社には熟練技術者の経験があり、取引先では簡単には同品質の製品は作れないと考え、加工条件等を提供していたが、いつのまにか取引先が大量生産可能な体制を整え、自社への発注が大幅に減少した**。【発注：化学、受注：化学】

# 取引適正化の状況（価格交渉：協議の状況）

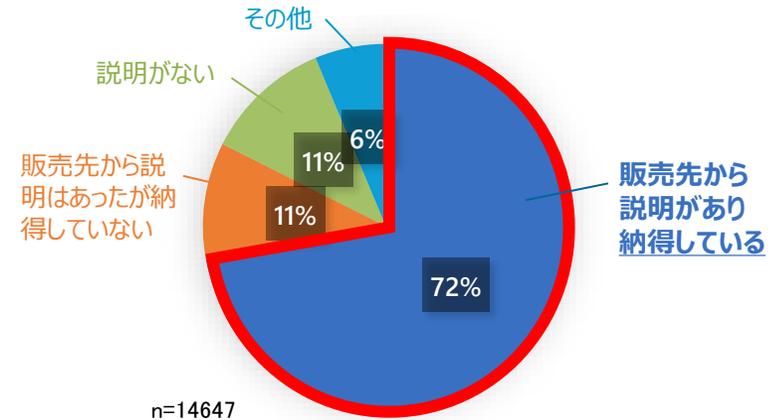
- 受注者側の協議状況は、**主な取引先との関係で「協議ができた」企業は約6割**、「協議の必要が無かった」企業が約3割、「協議をしたかったができなかった」企業は約1割となっている
- **協議ができた企業**については、その内容について「販売先からの説明に納得している」のは約7割。他方で、**協議ができなかった企業**については「販売者側の説明に納得していない・説明がない」とする企業が約7割となっている

## 受注者側 価格協議

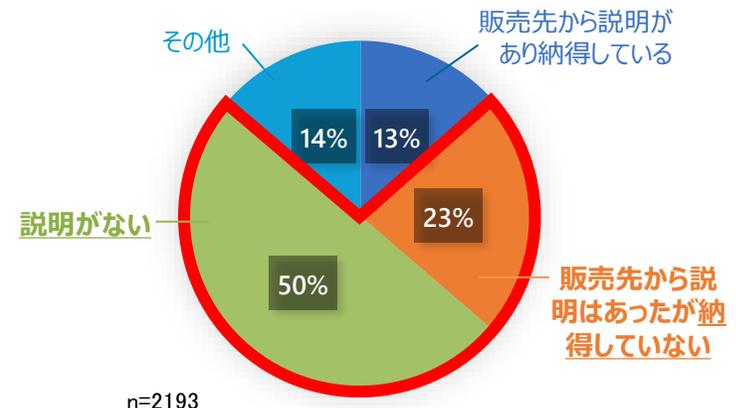


## 受注者側 発注者側からの状況説明

- 販売先から申出があり**協議を行った**
- 自社から申し出を行い**協議に応じられた**



- 自社から申し出を行ったが**協議に応じられなかった**
- **協議を申し入れることができなかった**



# 東海地域における取引適正化に関する事例

## (取引Gメンによるヒアリング事例)

### 価格転嫁・支払条件での良い事例

- 2, 3年前までは価格協議については、競合との比較において安価にするように言われ、受け入れない雰囲気があったが、現在は価格アップの申し入れについて、自社の申し入れが満額受け入れられている。
- 従来ファクタリング決済で取引していたが、取引先からの申出により月末締め翌月末の現金払いに変更してもらった。さらに振込手数料についても自社負担から先方負担となった。
- 今まで実施されなかった価格交渉が認められほぼ満額で合意され、価格転嫁も10割であった。
- 最終ユーザーに指定された価格転嫁申請フォーマットについて、取引先は自社と一緒に記入内容を検討し、最終ユーザーに承認されるまで粘り強く交渉してくれた。
- 取引先からの自主的な申し出により振込手数料が先方負担となり、また1年間分の手数料が遡って支払われた。

### 価格転嫁・支払条件での悪い事例

- 価格改定要望をしても、「少し待って」と先延ばしされ、交渉時も自社では作成困難な詳細エビデンスの提示を求める等、交渉に後ろ向きである。
- 自社から価格交渉を申し入れしてエビデンスの提出要請にも対応したが、約1年間、書面による回答がなく、交渉に応じてもらえていない。また、補給品対応についても、量産時の価格がそのまま据え置かれている。
- 数値が明確な材料費上昇分についても満額の転嫁は認めてもらえておらず、工具や労務費上昇している中、加工賃の上昇については0%の転嫁であり、全体として30%以下の転嫁となっている。

# 北陸地域における取引適正化に関する事例

## (取引Gメンによるヒアリング事例)

### 価格転嫁・支払条件での良い事例

- 新規品は取引先から要望に合わせ自社で企画を行った商品を取引先に提案し、価格転嫁は100%可能である。発注時の原材料価格で提案を行い、価格変動がある場合は価格転嫁できる。
- 2021年に取引先から価格交渉の依頼を受け、自社の提示額のとおり認められ、その後も毎年、声かけがあり労務費含むコスト上昇分が満額認められている。
- 最低賃金の上昇に合わせた労務費価格を転嫁してもらい、価格を値上げしてもらっている。
- かつては交渉のテーブルにすら付いてくれなかった取引先が、取引先のサプライチェーン各社が赤字の状況であることを危惧し、持続可能なサプライチェーンの構築を表明するようになった。その結果、各社の事情に沿ったアイテム数の絞り込みなどで製造原価低減につなげるなど、利益向上につながるモデルを構築してくれた。
- 取引先の申出で、従前の紙手形サイト60日から現金払100%に短縮され、自社の資金繰りが大幅に改善された。

### 価格転嫁・支払条件での悪い事例

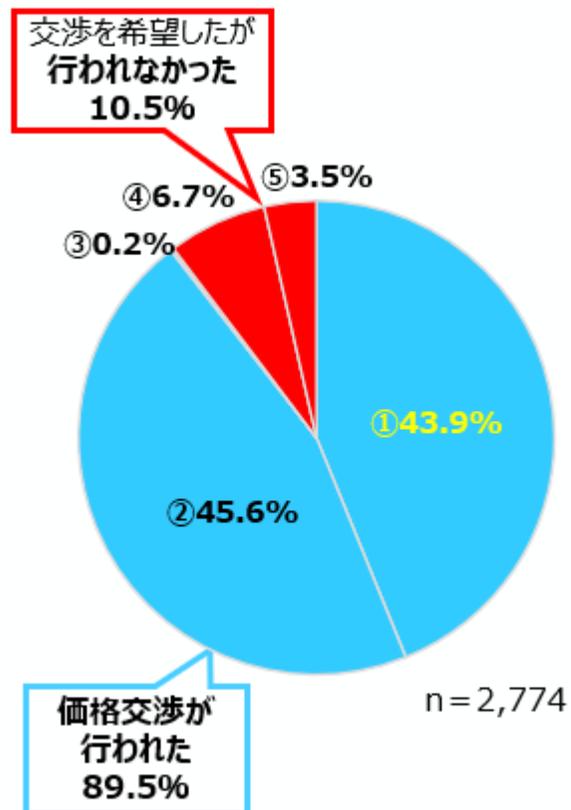
- 下請代金の支払いに際し、電子記録債権(でんさい)の発行手数料が下請代金から控除されているため、控除しないよう依頼を行ったが、社内システムの変更ができないとの理由で断られた。
- 原材料費高騰による単価改定を公開情報等の一般的な資料を使って求めたところ、取引先からは断られてしまった。詳細な原価計算管理資料により相当な手間と時間をかけて作成したエビデンスによりやっと価格改定を実現できた。
- VA・VEに取り組み、従来の製造方法から比べ性能が良いものへの提案を行い、コストダウンと品質アップの両面が図られたにもかかわらず、以前よりも安い単価での価格改定がなされ、コスト削減が取引対価の低減だけになってしまった。

# 官公需 (※) における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

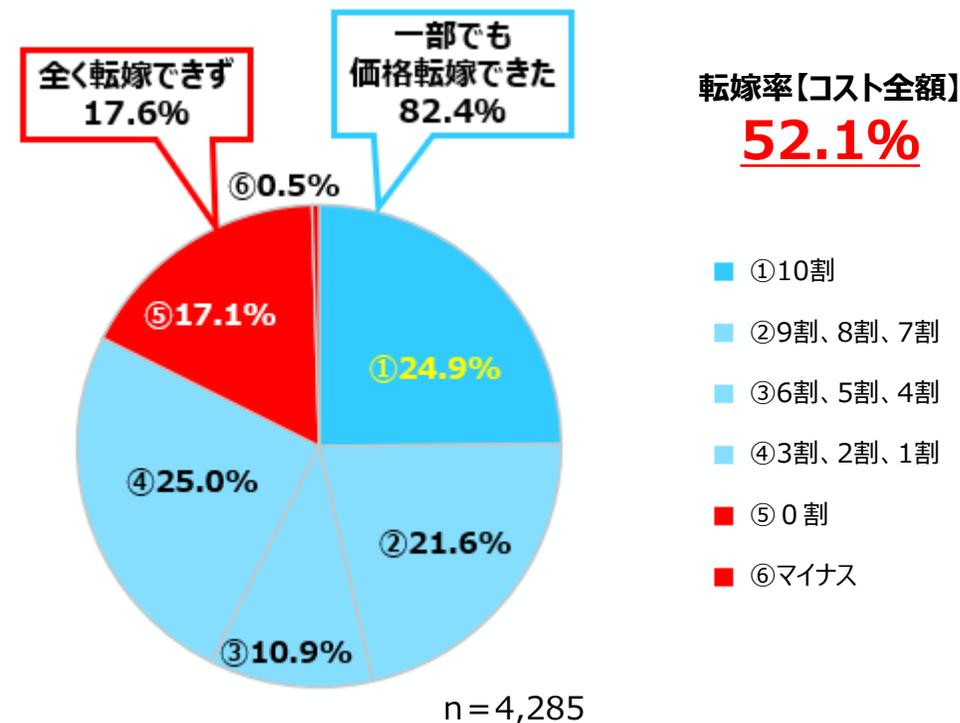
- 官公需の回答数は7,193件に増加（前回5,593件）。**価格転嫁率**は、**52.1%**（前回52.3%）。
- なお、官公需全体では「**入札により価格決定している**」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**約9割**（前回89.3%→89.5%）。

## 直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

## 直近6か月間における価格転嫁の状況

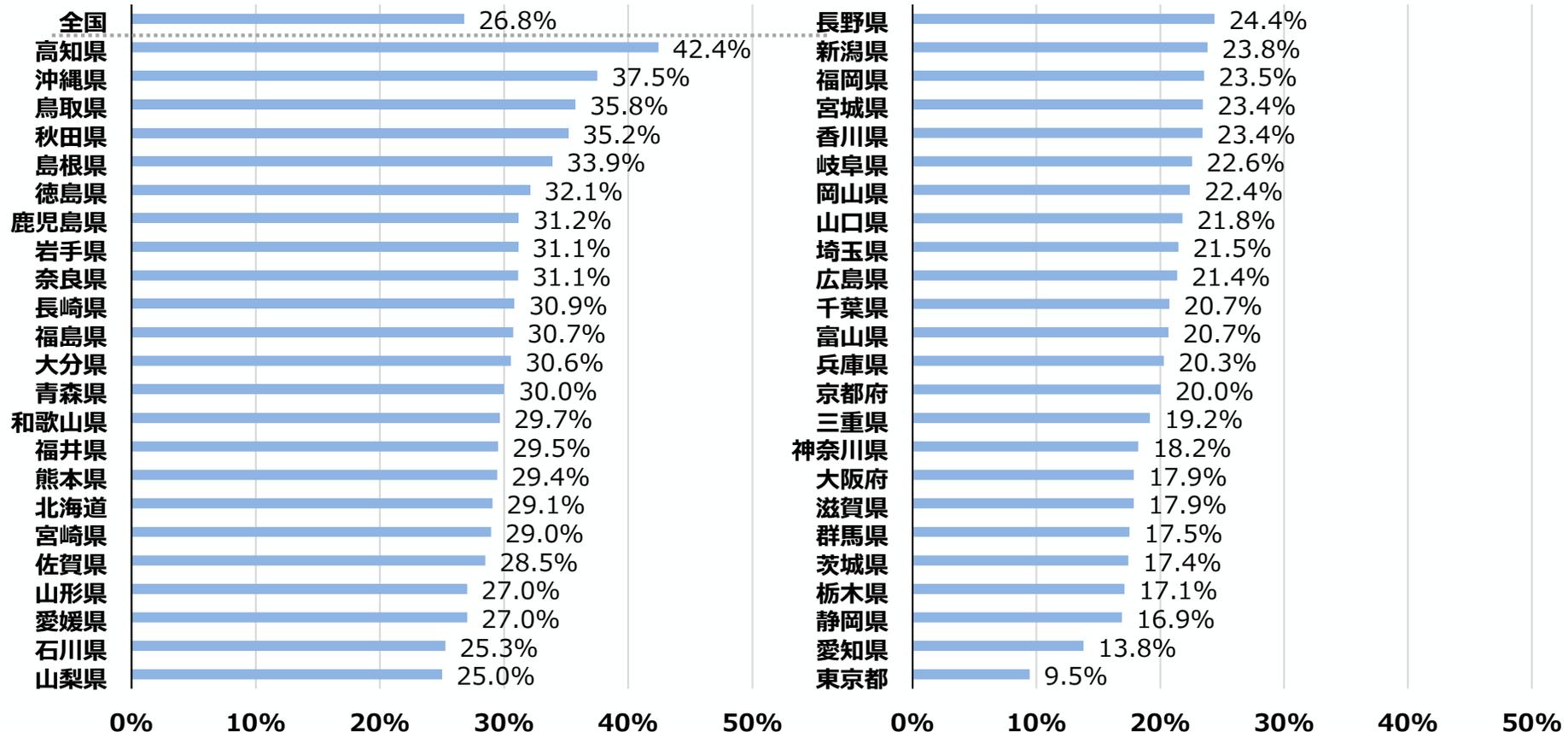


※「価格交渉不要」、「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

# 地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

- 官公需など公需は、GDPの1 / 4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。  
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。  
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

# 官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

## 発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

## 発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

## 横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

<参考：業界ごとの取組例>

- 第3次担い手三法\*の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）  
※公共工物品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

# 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

## 概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸 2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

## 内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」で周知徹底を図るよう指示。**

# 佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1 / 2）

## I. 価格転嫁・取引適正化

### 1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

### 2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官  
(写真中央)

# 佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2 / 2）

## Ⅱ.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定するとともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府におかれては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁におかれては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

## Ⅲ.省力化投資

- 警察庁におかれては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁におかれては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁におかれては、令和8年度から各都道府県によろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

# 各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、**31業種88団体**が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。**引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。**

## 改定済みの団体一覧（11団体）

**全国警備業協会**（令和7年9月）  
**日本インターネットプロバイダー協会**  
 （令和7年10月7日新規策定、策定時点で法改正の内容を反映済み）  
**テレコムサービス協会**  
 （令和7年10月8日新規策定、策定時点で法改正の内容を反映済み）  
**日本鉄道車輛工業会**  
 （令和7年11月22日）  
**電子情報技術産業協会**  
 （令和7年12月9日）  
**全国段ボール工業組合連合会**  
 （令和7年12月12日、令和8年1月公開予定）  
**住宅生産団体連合会**（令和7年12月17日）  
**日本製紙連合会**（令和7年12月22日）  
**日本自動車工業会**（令和7年12月）  
**日本自動車部品工業会**  
 （令和7年12月）  
**日本ボランティアチェーン協会**  
 （改定済み、令和8年1月1日付公開予定）

## 改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

**日本産業機械工業会**（令和7年12月予定）  
**全日本トラック協会**（令和7年12月末予定）  
**電気通信事業者協会**（令和8年1月予定）  
**酒類業中央団体連絡協議会**  
 （令和8年1月予定）  
**情報サービス産業協会**（令和8年1月予定）  
**日本外食品流通協会**（令和8年1月予定）  
**日本繊維産業連盟**（令和8年1月予定）  
**日本オフィス家具協会**（令和8年1月予定）  
**日本分析機器工業会**（令和8年1月予定）  
**日本電機工業会**（令和8年1月予定）  
**日本航空宇宙工業会**（令和8年1月予定）  
**日本造船工業会**（令和8年2月予定）  
**日本中小型造船工業会**（令和8年2月予定）  
**カメラ映像機器工業会**（令和8年2月予定）  
**日本スーパーマーケット協会**  
 （令和8年3月まで）  
**日本金属熱処理工業会**（令和8年3月まで）  
**日本鍛造協会**（令和8年3月まで）  
**日本鑄造協会**（令和8年3月まで）  
**日本DIY・ホームセンター協会**  
 （令和8年3月まで）  
**日本金属プレス工業協会**（令和8年3月まで）  
**日本バルブ工業会**（令和8年3月まで）  
**日本ダイカスト協会**（令和8年3月まで）  
**日本粉末冶金工業会**（令和8年3月まで）  
**日本鑄鍛鋼会**（令和8年3月まで）  
**日本金型工業会**（令和8年3月まで）  
**日本ガス石油機器工業会**（令和8年3月まで）  
**日本鍛圧機械工業会**（令和8年3月まで）  
**日本工業炉協会**（令和8年3月まで）  
**日本建材・住宅設備産業協会**  
 （令和8年3月予定）  
**日本ロボット工業会**（令和8年3月予定）  
**日本計量機器工業連合会**  
 （令和8年3月予定）  
**日本チェーンドラッグストア協会**  
 （令和8年3月予定）  
**全国銀行協会**（令和8年3月頃予定）  
**日本フードサービス協会**（令和8年度中）  
**日本プラスチック工業連盟**（令和8年4月まで）  
**日本化学工業協会**（令和8年4月まで）  
**塩ビ工業・環境協会**（令和8年4月まで）  
**化成品工業協会**（令和8年4月まで）  
**石油化学工業協会**（令和8年4月まで）  
**日本ゴム工業会**（令和8年4月まで）  
**日本工作機械工業会**（令和8年4月予定）

## 改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

**放送コンテンツ適正取引推進協議会**  
**デジタルメディア協会**  
**全国ビルメンテナンス協会**  
**食品産業センター**  
**日本加工食品卸協会**  
**日本給食品連合会**  
**全国給食事業協同組合連合会**  
**全国魚卸売市場連合会**  
**全国青果卸売市場協会**  
**日本フランチャイズチェーン協会**  
**日本鉄鋼連盟**  
**日本伸銅協会**  
**日本電線工業会**  
**マンション管理業協会**  
**日本建設機械工業会**  
**送配電網協議会**  
**全国建設業協会**  
**日本広告業協会**  
**協同組合日本映画製作者協会**  
**日本映画製作者連盟**  
**日本映像職能連合**  
**日本映画制作適正化機構**  
**日本印刷産業連合会**  
**日本賃貸住宅管理協会**  
**日本防衛装備工業会**  
**日本家具産業振興会**  
**アジア家具フォーラム**  
**全日本ベッド工業会**

## 改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

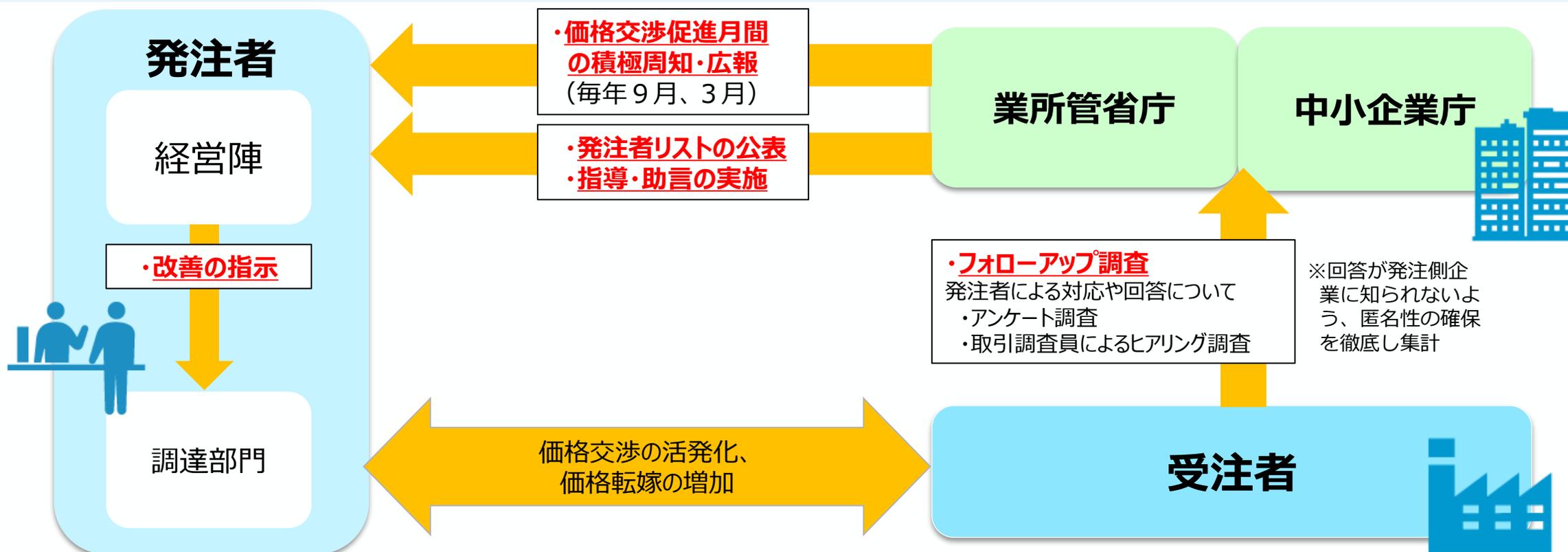
**情報通信ネットワーク産業協会**  
**全国スーパーマーケット協会**  
**日本アルミニウム協会**  
**日本半導体製造装置協会**  
**ビジネス機械・情報システム産業協会**

**日本貿易会**  
**日本動画協会**  
**日本建設業連合会**

## (参考)「価格交渉促進月間」における取組



- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼。
  - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**アンケート調査(30万社)、取引調査員によるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。
  - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げて来た。
- 2021(R3)年9月に開始。 **今年9月には、9回目の「価格交渉促進月間」を実施。**



# (参考) 2025年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

2025年9月  
フォローアップ調査結果  
(2025年11月28日発表)

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

## ①アンケート調査

### ○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2025年9月24日～11月7日**

○回答企業数 **69,988社**（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：**2025年3月調査：65,725社**（延べ76,894社）

**2024年9月調査：51,282社**（延べ54,430社）

○回収率 **23.3%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：**21.9%**、2024年9月調査：**17.1%**

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査の内容

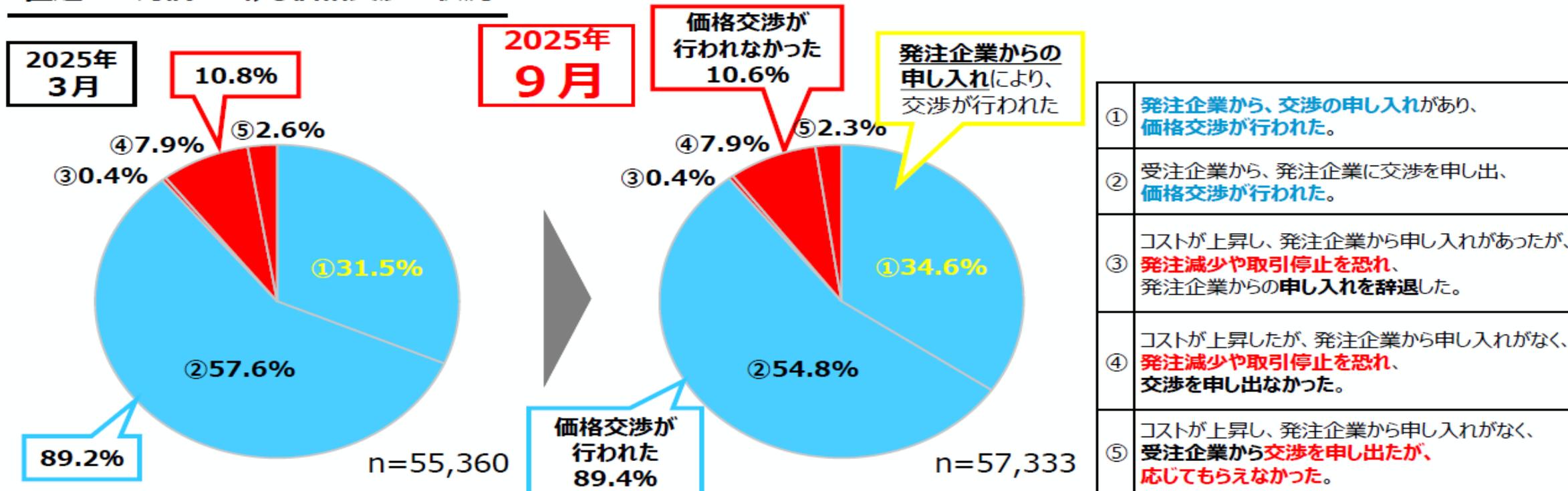
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

# (参考) 価格交渉の状況

2025年9月  
フォローアップ調査結果  
(2025年11月28日発表)

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 **3ポイント増** の **34.6%**。
- 「価格交渉が行われた」割合 (①②) は全体の **89.4%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合 (③④⑤) はほぼ **横ばい** の状況 (前回10.8%→10.6%)。
  - **発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

## 直近6か月間における価格交渉の状況

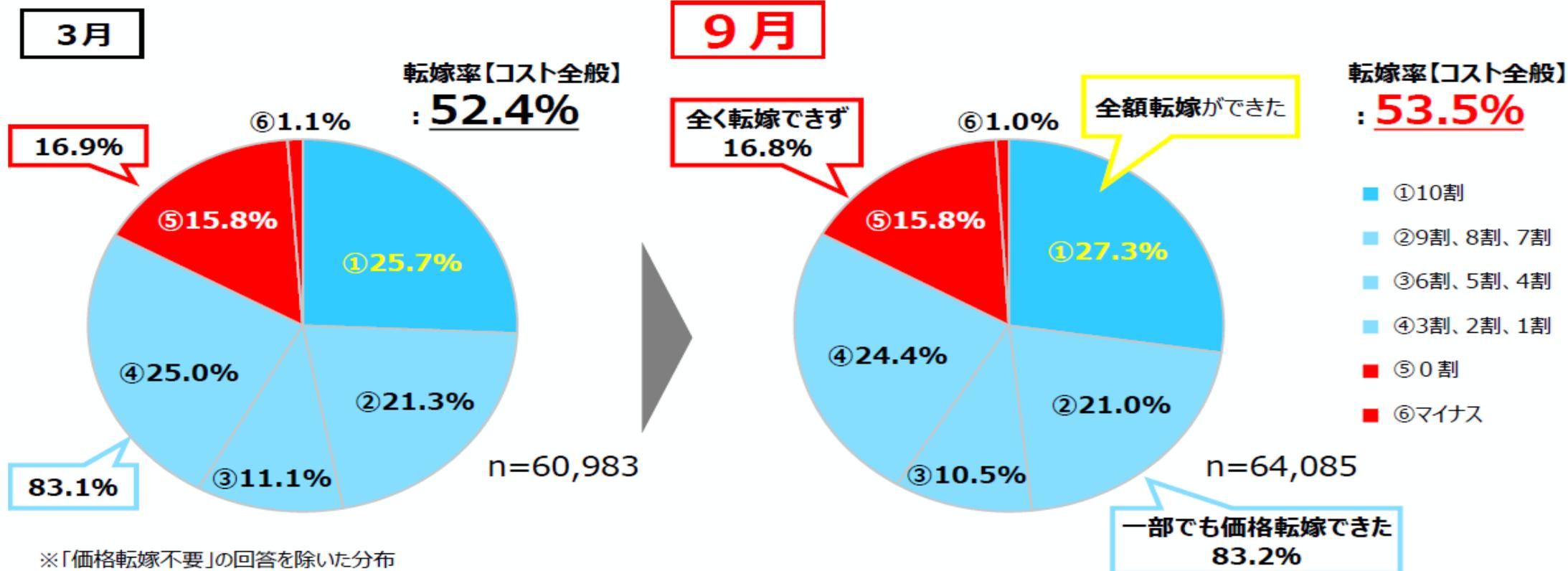


※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。  
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

## (参考) 価格転嫁の状況①【コスト全般】

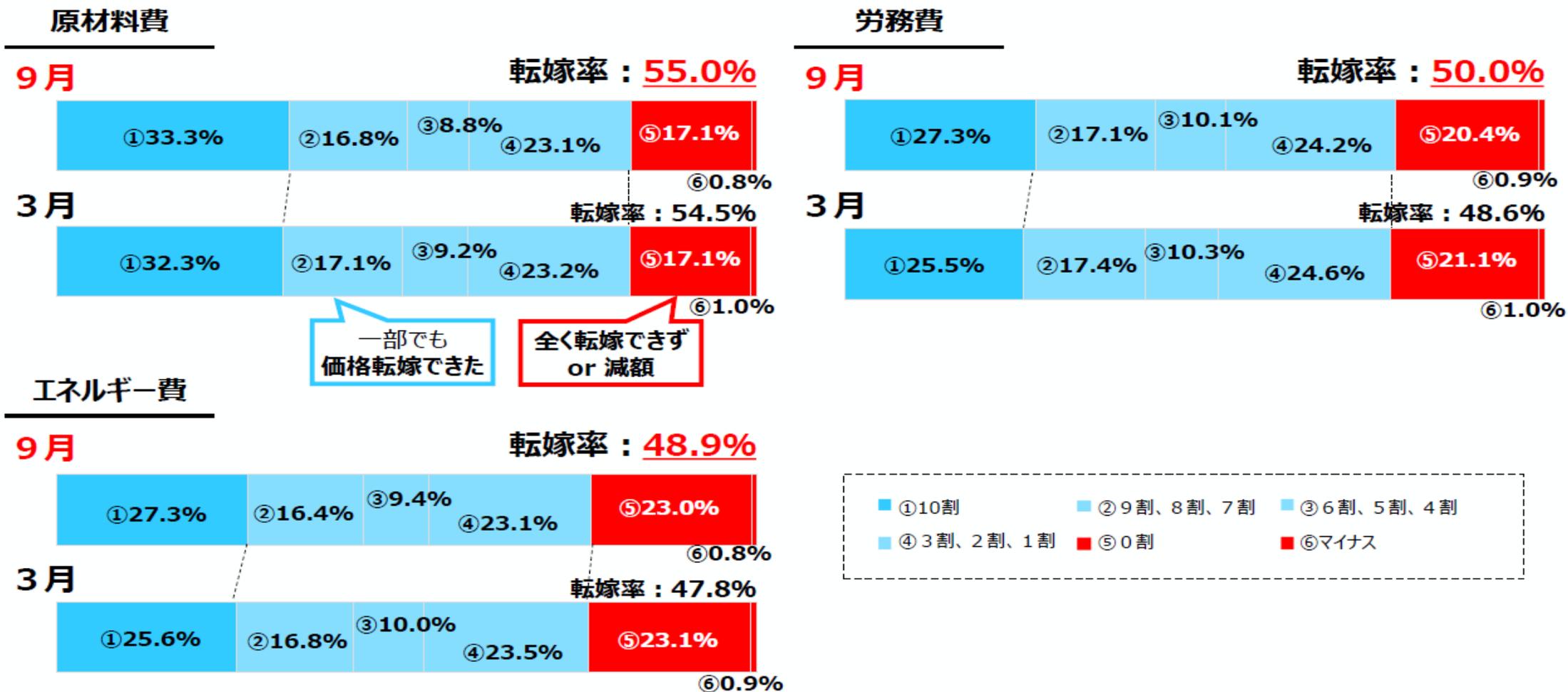
- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
  - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
  - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

### 直近6か月間における価格転嫁の状況



# (参考) 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
  - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

# 目次

1. 取引適正化のための施策

**2. 稼ぐ力の強化に向けた支援策**

# 労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

## 中小企業を巡る厳しい経営環境

### 労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

### 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

### 成長支援・生産性向上

#### ■飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援

- ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化

#### ■持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援

- ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
- ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

### 事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛りこんだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

### 伴走支援体制の強化・金融支援 等

#### ■プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

#### ■金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

#### ■重点支援交付金との連携強化

## 1. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】**
  - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】**
  - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

## 2. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】**
  - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】**
  - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】**
  - 従業員規模ごとの補助上限額の見直しなど、業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえた省力化投資の推進

## 3. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】**
  - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
  - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
  - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

## 4. 取引適正化

- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】**
  - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
  - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
  - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

## 5. 資金繰り支援

- **信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】**
  - 経営改善や事業再生に取り組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】**
  - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

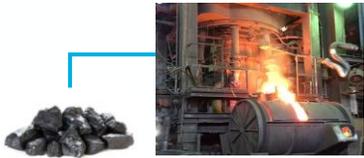
## 6. 災害支援

- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】**
  - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- **局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】**
  - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

# 省エネ・非化石転換補助金

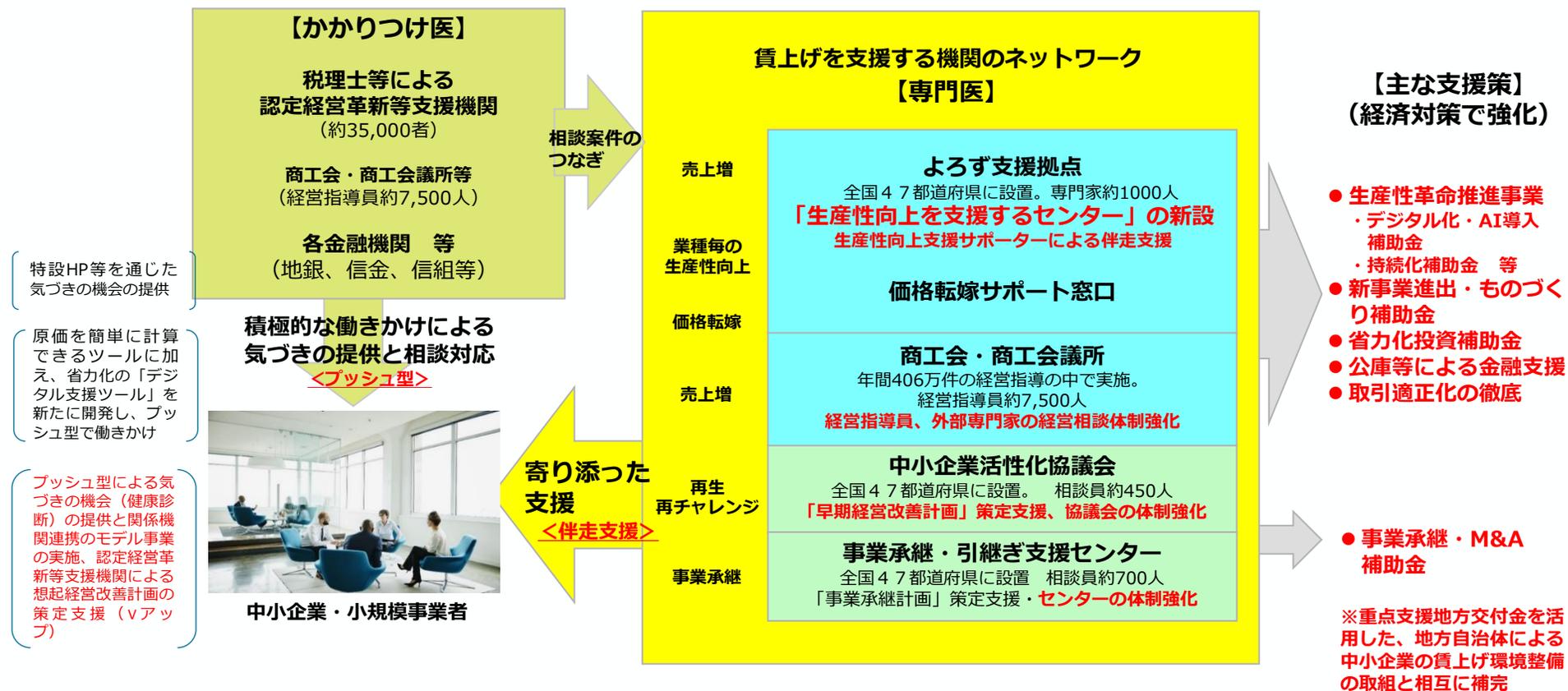
【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】  
 ※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

<p><b>(Ⅰ) 工場・事業場型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み</u>に対して補助</li> <li>● 補助率：1/2（中小）1/3（大）等</li> <li>● 補助上限額：15億円 等</li> </ul> <p>※<b>サプライチェーン連携枠を創設</b></p>	<p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。</li> <li>● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、<b>事業場全体の設備・設計を見直し</b>。3年で<b>37.1%の省エネ</b>を実現予定。</li> </ul>
<p><b>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器</u>への更新を補助</li> <li>● 補助率：1/2 等</li> <li>● 補助上限額：3億円 等</li> </ul> <p>※<b>水素対応設備への改造等を補助対象に追加</b></p>	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p><b>(Ⅲ) 設備単位型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>リストから選択する機器</u>への更新を補助</li> <li>● 補助率：1/3 等</li> <li>● 補助上限額：1億円 等</li> </ul> <p>※<b>トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）</b></p>	<p>【業務用給湯器】     【高効率空調】     【産業用モータ】 </p>
<p><b>(Ⅳ) EMS型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入</u>を補助</li> <li>● 補助率：1/2（中小）1/3（大）</li> <li>● 補助上限額：1億円</li> </ul>	<p>【見える化システムによるロス検出】     【AIによる省エネ最適運転】 </p>

# (参考) 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- **徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化**を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。



## (参考) 経済対策の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

#### 事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）  
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）  
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業  
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



### 成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

# 中堅等大規模成長投資補助金 (中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

## 令和7年度補正予算額 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

### 事業目的・概要

#### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

#### 事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

#### ①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

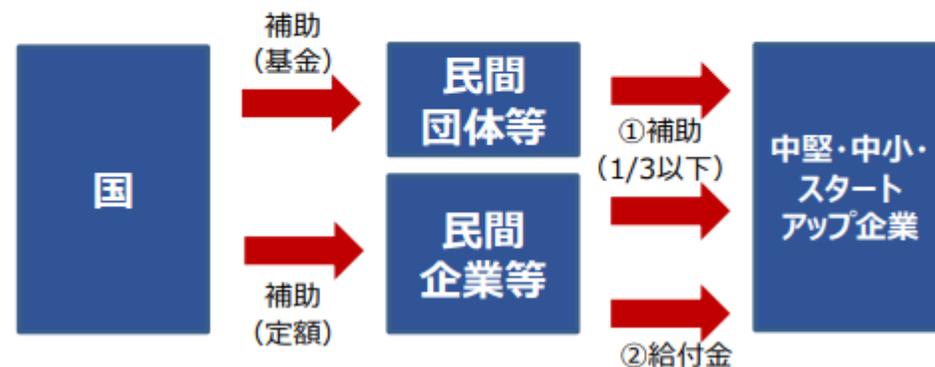
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

#### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



- ①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円  
※新規公募分：投資下限額20億円（100億宣言企業は15億円）
- ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：  
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円（地域によって変動）  
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

### 成果目標・事業期間

#### ①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

#### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

# 事業環境変化対応型支援事業

令和7年度補正予算額 148億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課、経営支援課、商業課
- (2) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、イノベーションチーム、事業環境部 企画課、取引課
- (3) 中小企業庁 事業環境部 財務課

## 事業の内容

### 事業目的

○最低賃金引上げ、「省力化投資促進プラン」も踏まえた省力化促進、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税、インボイス制度への対応等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化することを目的とする。

### 事業概要

#### (1) 経営相談体制強化事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関が実施する専門家派遣や指導員向けの講習等への支援を通じて、相談体制の強化を図る。

#### (2) よろず支援拠点事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、生産性向上支援センターの設置含めよろず支援拠点におけるコーディネーター等の増員等を通じて、相談体制の強化等を図る。

#### (3) インボイス相談窓口事業

中小企業・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に実施できるように、相談内容に応じた各種窓口への案内や相談体制の構築等を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) (3)



(2)



## 成果目標

(1) 窓口相談等対応件数のうち、解決策を得られた件数の割合を80%以上にする。

(2) よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が30,000件以上になることを目指すとともに、生産性向上支援センターへの相談者が生産性向上を達成した件数が300件以上となることを目指す。

(3) インボイス制度への円滑な対応のために構築する相談体制において、相談実施事業者のうち最終的に課題解決済を選択した事業者の割合を80%以上にする。

# 中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

## 令和7年度補正予算額 74億円

### 事業の内容

#### 事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) 中小企業活性化事業

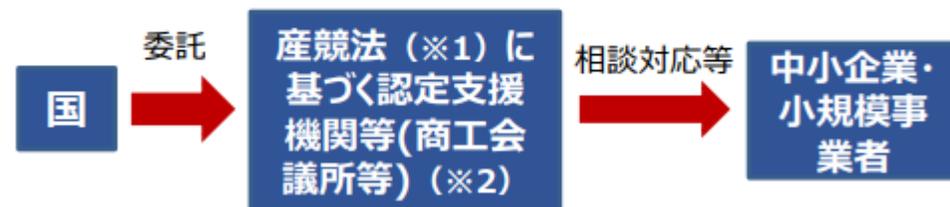
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

##### (2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1)は中小企業活性化協議会

(2)は事業承継・引継ぎ支援センター等

### 成果目標

#### (1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%(過去3年間の平均)以下に抑制することを目指す。

#### (2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

# 認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金

令和7年度補正予算額 **101億円**

## 事業の内容

### 事業目的

経営改善の取組が必要であるものの、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関※（税理士・弁護士・地域金融機関等）を活用して経営改善計画の策定支援やフォローアップを支援することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する。

### 事業概要

中小企業活性化協議会を通じて、認定経営革新等支援機関が中小企業者等に対して行う経営改善計画の策定支援や伴走支援に係る費用について、一部費用負担を行うことにより、経営改善の取組を支援する。

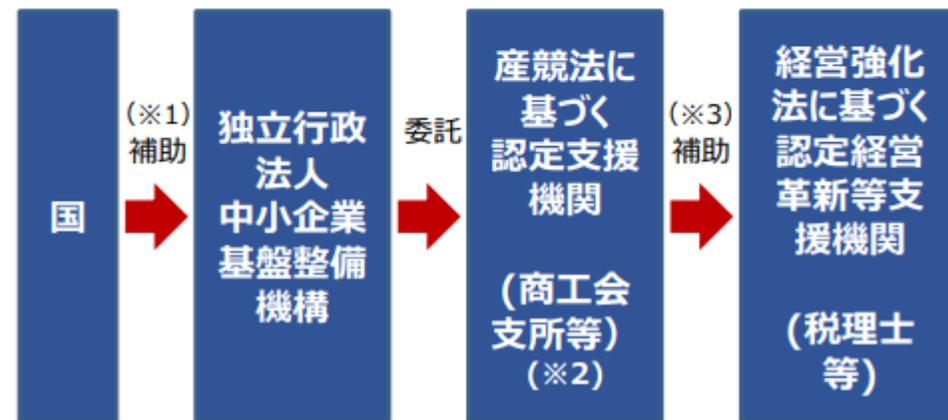
#### (1) 経営改善計画策定支援

財務上の問題等を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善計画の策定が必要である中小企業者等に対して、認定経営革新等支援機関を活用した経営改善計画策定支援や伴走支援等を促進する。

#### (2) 早期経営改善計画策定支援

経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、本格的な経営悪化に陥る前の早期段階において、認定経営革新等支援機関を活用した簡易な経営改善計画策定支援、伴走支援、事業承継の検討を促進する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



(※1) 基金造成（積増）

(※2) 中小企業活性化協議会

(※3) 補助率 2 / 3

## 成果目標

経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業等が行う経営改善の取組を促進し、中小企業・小規模事業者の本業での収益力の改善を目指す。

# 中小企業取引対策事業

## 令和7年度補正予算額 7.6億円

### 事業の内容

#### 事業目的

継続的な物価高に伴うコスト上昇分に加え、最低賃金を含む賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の価格転嫁・取引適正化を更に後押しすることは喫緊の課題。また、令和8年1月1日付けで施行される取適法により、手形払い等が新たに禁止されること、発注側企業からの取引代金の約2割が手形等で支払われている等の実情を踏まえ、取適法・振興法の厳正な執行に向けて、中小企業の取引実態の把握やそれを踏まえた価格交渉に係る環境整備等を引き続き強力に進めていく必要がある。このため、以下の事業を通じて、中小企業の価格転嫁・取引適正化を推進する。

#### 事業概要

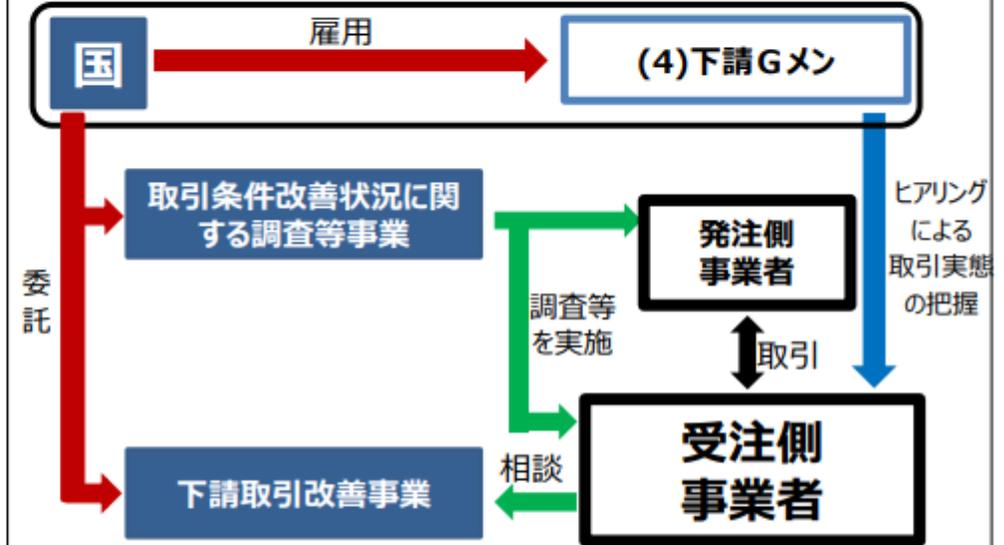
##### (1) 下請取引改善事業

- 受注側中小企業（30万社）を対象としたアンケート調査に基づく、価格交渉、価格転嫁の状況、発注者（国・地方自治体・発注側企業）ごとの結果の公表等。
- 受注側中小企業の価格交渉力向上のための情報発信の実施。

##### (2) 取引条件改善状況に関する調査等事業

- パートナーシップ構築宣言の宣言企業を対象とした、取引適正化に向けた取組等に係る調査の実施

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

受注側中小企業へのアンケート調査により取引実態を把握し、発注者の価格交渉・価格転嫁のリスト公表や事業所管大臣からの指導・助言を通じ、取引適正化を促進する。

受注側中小企業向け調査において「発注者に協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指す。

# 中小企業信用補完制度関連補助事業

令和7年度補正予算額 **152億円**

## 事業の内容

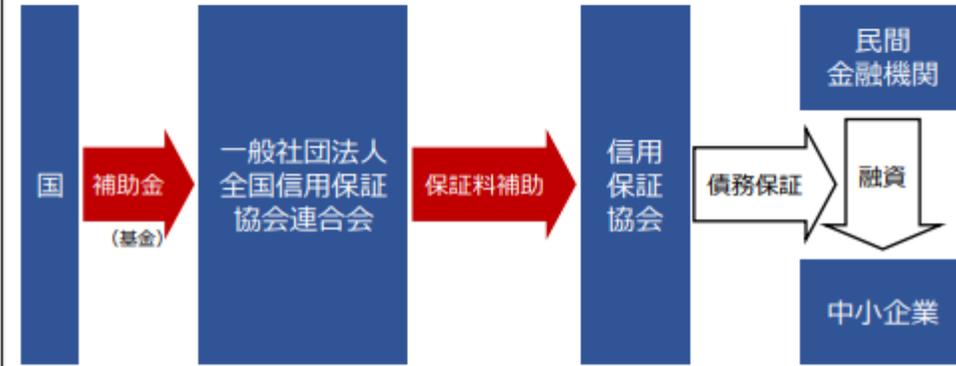
### 事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業等が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

### 事業概要

経営の改善を図る中小企業や、民間金融機関、モニタリング機能を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

信用保証制度を通じ、民間金融機関によるプロパー融資の拡大等により、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

## 令和7年度補正予算額 53億円

### 事業の内容

#### 事業目的

- 国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者に対する伴走支援等の実施体制の強化や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

#### 事業概要

- 地方公共団体による、以下の取組を支援。

#### (1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応

最低賃金の引き上げ等の外部環境の変化に伴う小規模事業者の経営課題に対応するため、①地域の支援機関の連携体制の構築、②プッシュ型の働きかけ、③課題解決のための一貫支援を行う伴走支援モデルの創出に向けた取組。

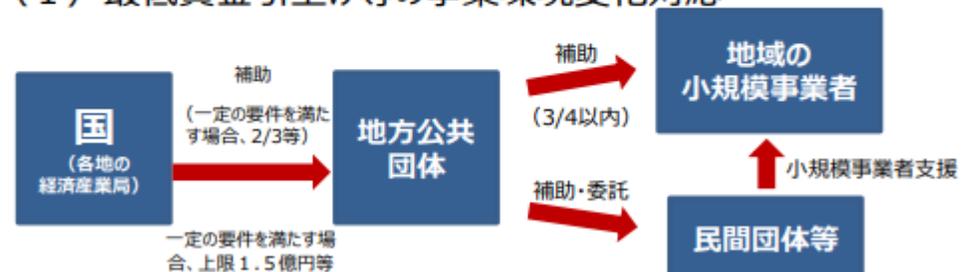
#### (2) 災害時支援

令和7年8月豪雨や令和7年台風22号など、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）

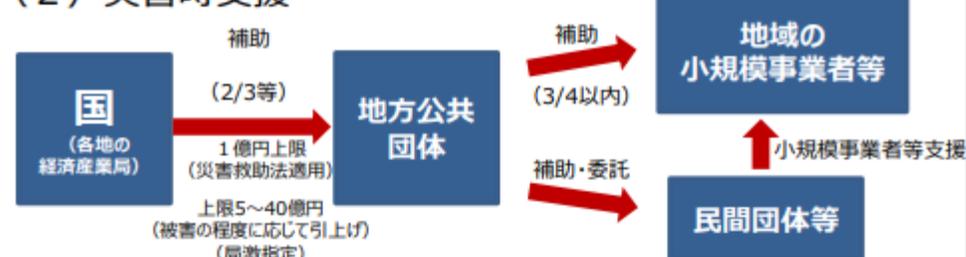
自治体連携型補助金（局激版）について、被災都道府県の被害の程度に応じて上限額を引き上げるスキームに改正

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化対応



#### (2) 災害時支援



### 成果目標

#### (1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応

地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、伴走支援等によって経営課題の改善につながった事業者の割合が事業終了後80%を超えることを目指す。

#### (2) 災害時支援

長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



# 適正な価格転嫁の実現に向けた取組 (改正下請法の概要等)

---

令和8年2月12日

### 規制の見直し

#### ① 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

#### ② 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

#### ③ 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

#### ④ 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

#### ⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

### 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	▶ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	▶ 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶ 委託事業者
下請事業者	▶ 中小受託事業者
下請代金	▶ 製造委託等代金

# 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 【第5条第2項第4号】 **【改正】**

- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。**

## 改正理由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。**

## 改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

買ったとき

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



新設

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに見合わない引上げ幅

### 改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

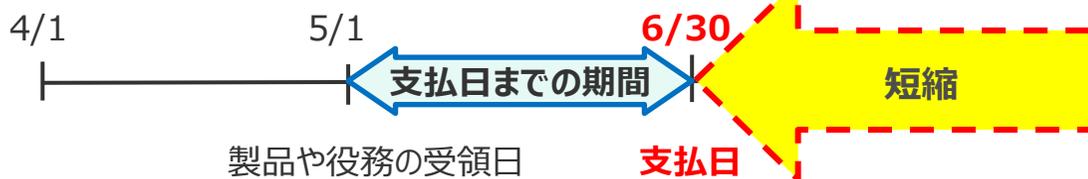
### 改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、令和6年11月の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

改正前



改正後



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

## 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

## 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正後

「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

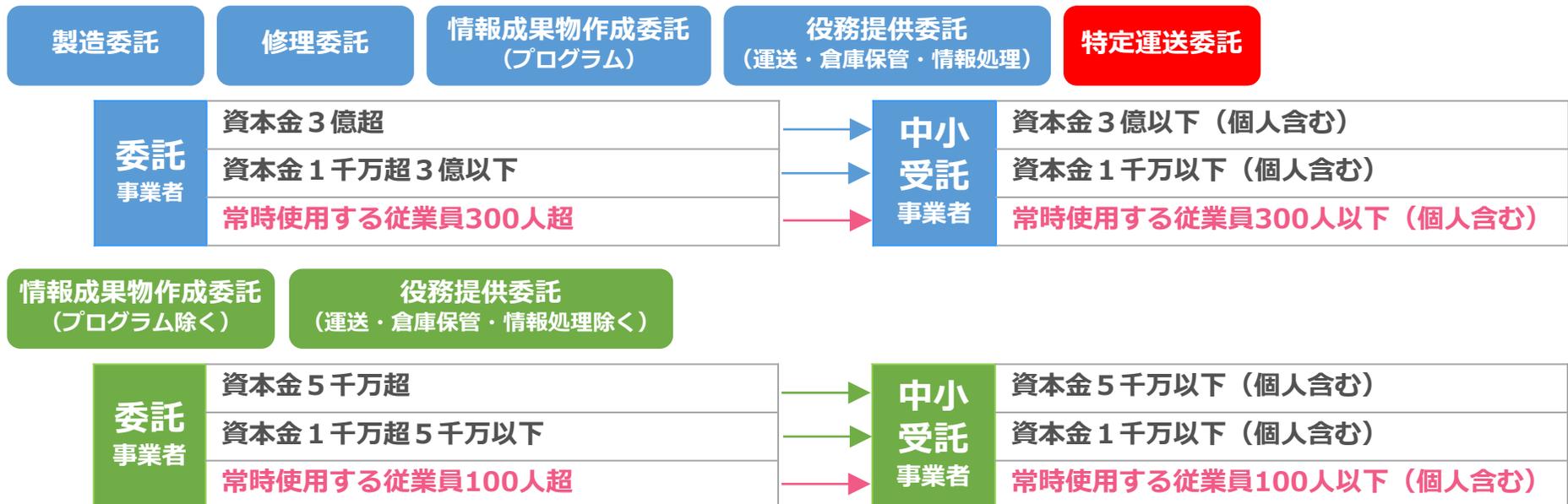


## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

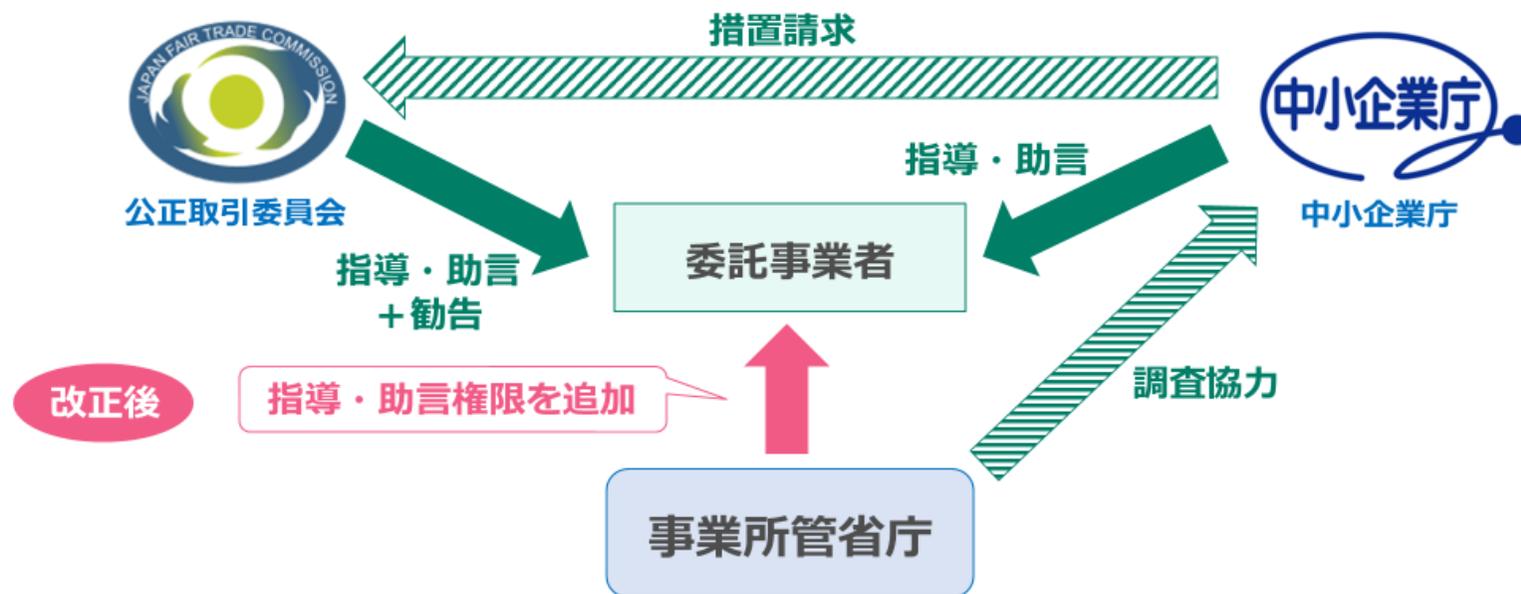


## 改正理由

- 事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

## 改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



# 取適法（改正下請法）の概要

## 法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超			常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件

委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超			常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

## 義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務  
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

## 禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

## 【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和7年8月21日～

- ・ 令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



## 【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

## 【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

令和7年11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映  
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用



## 【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・ 取適法テキスト(令和7年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表)等により具体例を紹介

# 令和7年度価格転嫁円滑化の 取組に関する特別調査の概要について

# 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査で明らかとなった課題の要点

## 課題の要点

- 要請受諾率や引上げ品目率等の各指標は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなる。  
⇒つまり、中小企業間の取引等、サプライチェーン深層の価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われる。

## 参考図

大企業  
(サプライチェーン上層の企業)

一定程度価格転嫁が進捗

中小企業

全国的に転嫁に課題あり

中小企業

### 令和7年度調査の重点取引段階

全都道府県において立入調査(462件)を実施

中小企業・小規模事業者の賃上げを可能とする  
環境の整備のために転嫁の進捗が重要

# 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

## 今回の調査の背景

- ▶ 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

### 独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- ▶ 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」（令和4年度調査）、令和5年度に「特別調査」（令和5年度調査）**を実施。また、**令和5年11月29日に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定・公表。**そして、**令和6年度に「特別調査」（令和6年度調査）**を実施。
- ▶ 令和6年度調査での主な取組は次のとおり。
  - ✓ 令和6年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を採らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和5年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。
  - ✓ 令和6年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和5年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。

(注)令和6年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として  
**「令和7年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（令和7年度調査）**を実施。

## 令和7年度調査の概要

### 【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和6年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

### 【令和6年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

### 【事業者名公表3名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和6年度に事業者名公表の対象となった3名（事業者名公表3名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

### 【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査  
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者  
に対しても重点的に  
(462件実施)

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付。
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付。

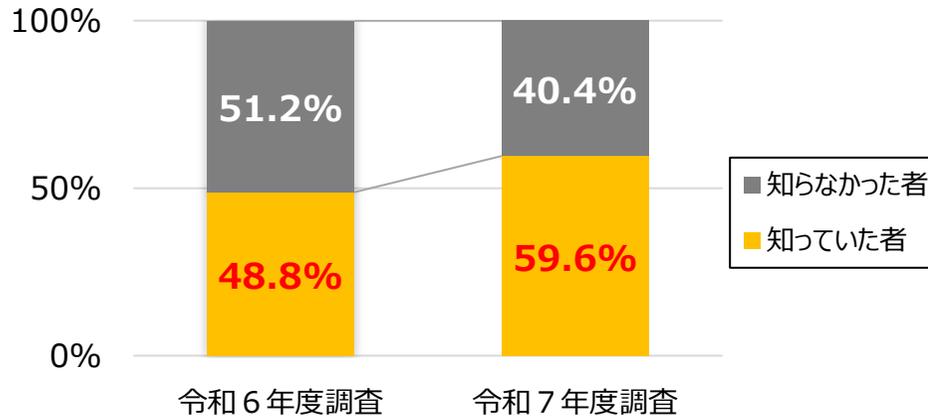
## 調査の結果・・・

- サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

# 労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

➤ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。**他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の上げが実現しやすい**傾向に変わりはない。

《労務費転嫁指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

✓ 労務費転嫁指針の認知度を都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

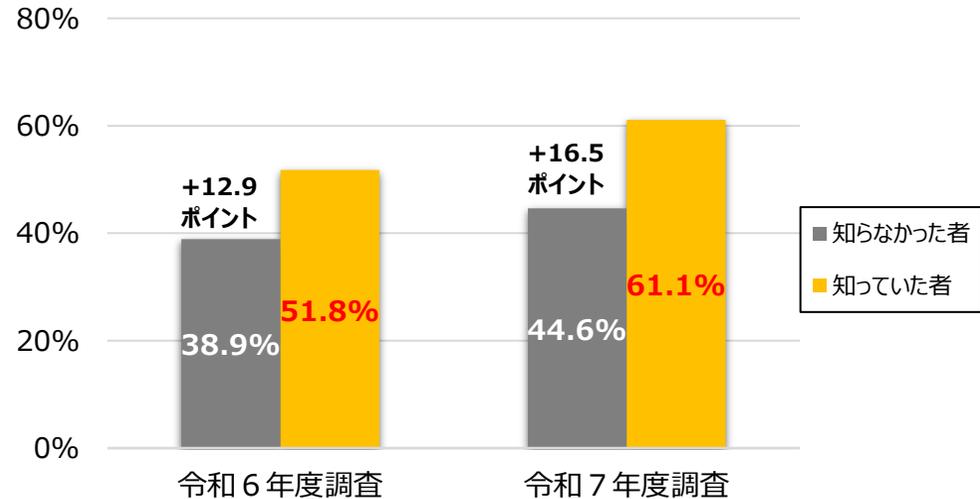
✓ 労務費転嫁指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(80.5%)、**輸送用機械器具製造業(73.2%)**、**ビルメンテナンス業・警備業(71.4%)**、石油製品・石炭製品製造業(69.9%)及び情報通信機械器具製造業(69.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(42.7%)、**不動産取引業(43.4%)**、飲食料品小売業(44.1%)、**自動車整備業(45.1%)**及び飲食料品卸売業(49.3%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

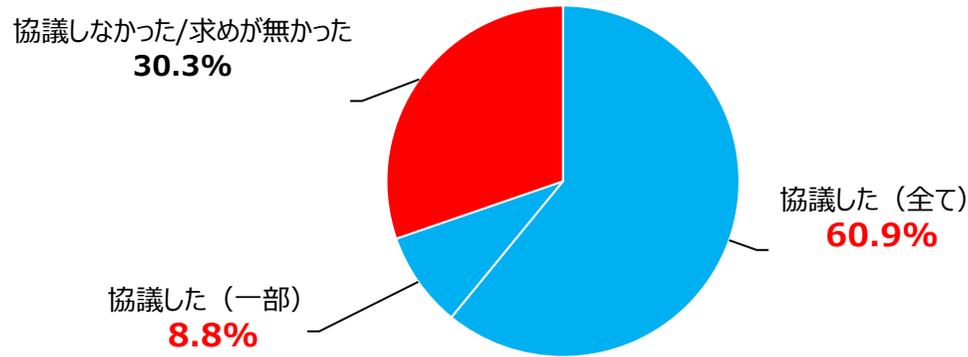
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より16.5ポイント高い。**

✓ **労務費重点21業種全て**においても同様に、**労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

## 労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

- **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**
- **労務費の要請受諾率は令和6年度調査より上昇している。** 他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ **全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%)。**

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《労務費の要請受諾率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

令和6年度調査	令和7年度調査
62.4%	<b>67.4%</b> (5.0%上昇)

(注2) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和6年度調査	令和7年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	66.5%	<b>68.9%</b> (2.4%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	<b>67.4%</b> (6.4%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	<b>62.3%</b> (6.2%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	<b>56.6%</b> (7.4%上昇)

## 労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- 労務費転嫁指針を知っていたと回答した発注者のうち、取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,747名に対し、労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注1））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に附随するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット附随サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

（注1） 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注2）  は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

（注3） 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

## 都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

(注) 通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例（三重県）

- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた事例。

業種 (発注者)	事例の概要
金属製品製造業	金属製品製造業者 A 社は、金属製品の原材料を塗料メーカー（受注者）から仕入れている。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
道路貨物運送業	道路貨物運送業者 A 社は、元請の運送業者から受託した運送業務の一部を運送業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
はん用機械器具製造業	はん用機械器具製造業者 A 社は、金属加工に用いる工具を工具製造業者等（受注者）から購入している。また、一部の工具の製造を機械工具製造業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

# 令和7年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

## 明らかとなった課題

- 要請受諾率は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 労務費転嫁指針の認知度はいまだ約60%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が低下しているものの、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

## 今後の取組

### 【労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和7年度調査の結果、労務費転嫁指針の認知度は約60%と一定程度上昇したものの、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

### 【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表3名への対応】

- 注意喚起対象13,929名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者1,854名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和5年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者44名について、追加で立入調査を実施。また、令和7年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係4,334名及び労務費転嫁指針関係9,747名）に対し、令和8年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表3名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

### 【労務費転嫁指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和7年度調査において、労務費転嫁指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和8年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。
- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施。

### 【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や取適法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

### 【取適法施行・周知等】

- 令和8年1月1日に施行された取適法（新たに「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止事項に追加）について、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説等を行ってきたところ、今後とも広く周知に努めていく。

# 労務費の適切な転嫁のための 価格交渉に関する指針の改正について

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

## 概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

## 発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

### ★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

### ★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。  
（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

## 改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

## 改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
  - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
  - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
  - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
  - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買ったたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が匿名で情報を提供できるフォームを作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

## 主な掲載事例

### ★発注者として採るべき行動／求められる行動

#### ① 経営トップの関与

- ・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

#### ② 定期的な協議の実施

- ・ 毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

#### ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

- ・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

#### ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

- ・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】
- ・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

#### ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

- ・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

#### ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

- ・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

# 価格転嫁ツールの例

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトへリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

1, 4 2 2品目の値動きを表示！  
**価格交渉支援ツール**

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる  
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現

埼玉県 価格交渉支援ツール

価格交渉支援ツール 資料イメージ

令和7年2月 現在

主要原材料費等の推移

毎月中旬に基礎データを更新

毎月中旬に基礎データを更新  
【掲載データの最新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計労務調査	前々月

1, 4 2 2品目から選択可能  
両面印刷で最大10品目表示

日銀の各種指数や厚生労働省の毎月労務統計調査を基礎データとして使用  
国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

食料品製造業 令和7年12月 現在

## 主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ(日銀の企業物価指数等)を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです  
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月からの増減

米 **134.8% up**

砂糖 **37.0% up**

動植物油脂 **45.5% up**

調味料 **19.3% up**

注記  
「国内企業物価指数(令和2年基準)」、「輸入物価指数(令和2年基準)」、「企業向けサービス価格指数(令和2年基準)」(いずれも日銀銀行調査部)を使用(令和2年1月=100)。重化指数(製造業)は、重化指数(製造業)を基に算出。「輸入物価指数」については、価格名(品名)に「輸入」の表記がある。

### 基本設定

基本情報を選択してください

期間指定(開始時期) **令和2年(2020)1月** プルダウン選択

参考業種 直接クリック

建設業	繊維・衣服等卸売業
食料品製造業	飲食品卸売業
繊維工業	建築材料等卸売業※2
印刷・同梱運業	機械器具卸売業
プラスチック製品製造※1	飲食店
金属製品製造業	廃棄物処理業
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業
輸送用機械器具製造業	物品賃貸業
道路貨物運送業	情報サービス業

※1 「プラスチック製品製造」は「プラスチック製品製造業」を指す  
※2 「建築材料等卸売業」は「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」を指す

業種名(最大10文字) 自由入力

食料品製造業

グラフ表示

グラフ表示	グラフ表示品目等
グラフ1	米
グラフ2	砂糖
グラフ3	動植物油脂
グラフ4	調味料
グラフ5	原乳
グラフ6	鶏卵
グラフ7	食肉
グラフ8	事業用電力
グラフ9	道路貨物輸送
グラフ10	人件費

グラフ1は「個別分析」シートで詳細な分析ができます。グラフ1の品目を入れ替えた場合は、「詳細設定」シートで変更ができます。

★印刷をしたい場合  
プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」より「拡大/縮小」で調整してください

★品目を入れ替えたい場合  
品目を調整する場合は、「詳細設定」シートへ遷

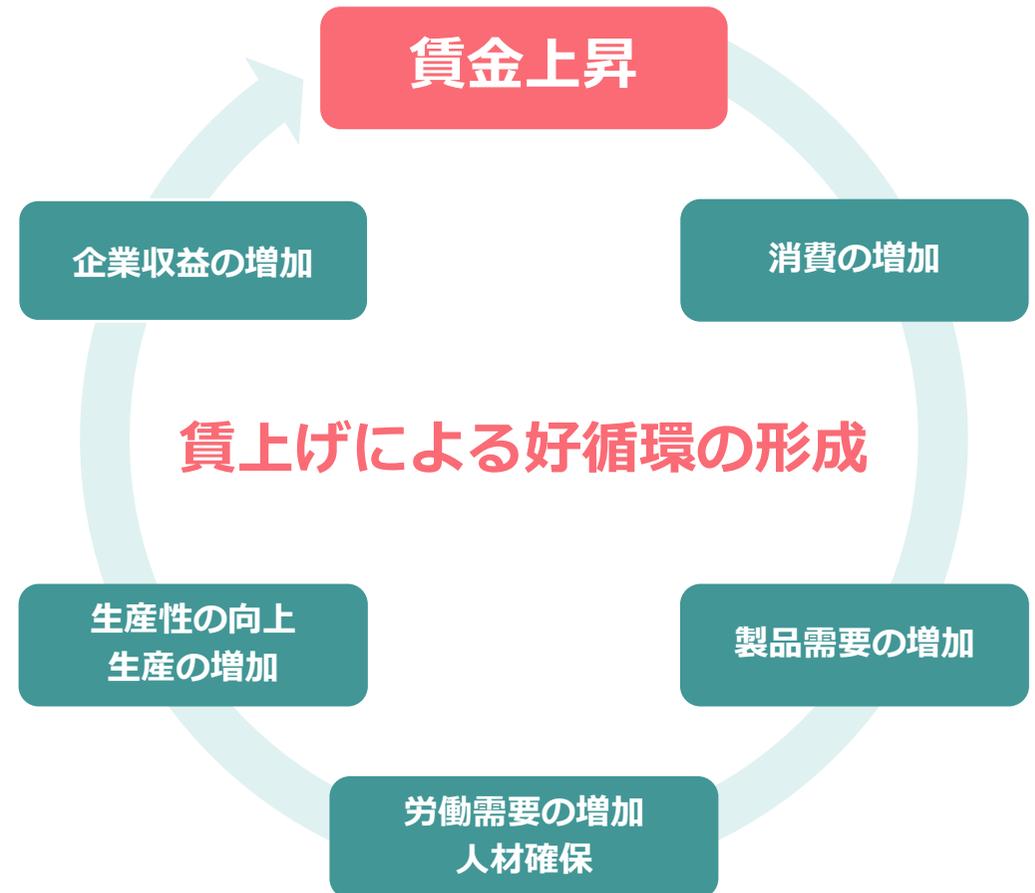
# 三重における地方版政労使会議 三重労働局配布資料

令和8年2月12日

# 賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。

賃上げ率	5.10% (R6年)	→	<b>5.25%</b> (R7年)
※連合 春季生活闘争回答集計結果			
民間消費支出	328兆円 (R6年第2四半期)	→	<b>340兆円</b> (R7年第2四半期)
民間設備投資	105兆円 (R6年第2四半期)	→	<b>110兆円</b> (R7年第2四半期)
就業率	61.7% (R6年第2四半期)	→	<b>62.3%</b> (R7年第2四半期)
営業利益	23.3兆円 (R6年第2四半期)	→	<b>23.4兆円</b> (R7年第2四半期)
※資本金1,000万円以上			
名目GDP	606兆円 (R6年第2四半期)	→	<b>635兆円</b> (R7年第2四半期)

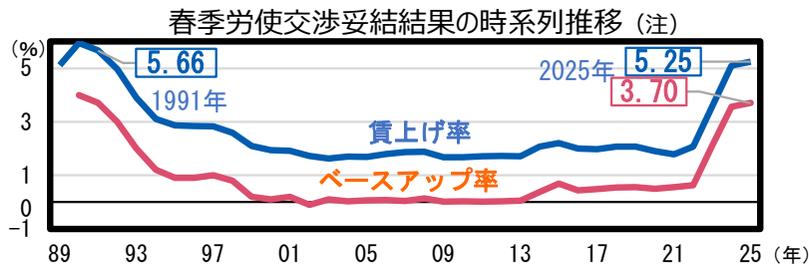


## 賃上げ環境の整備

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

### 現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が2年連続で5%台で、約30年ぶりの高水準



### 主な取組

#### 賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

#### 医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**し、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

#### 価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

#### プッシュ型の伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

#### 重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を支援
- **農林水産業等**も支援

#### 業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

## 賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

# 賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

事業主の皆さまへ

## 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

**NEWS** 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

#### 活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

#### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

#### 活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合  
（※2）労働者数30人未満の場合は倍額を加算  
（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合  
※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

#### 活用のポイント 職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

### 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

#### 活用のポイント 雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。  
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

### より高い処遇への労働移動等への支援

#### 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

#### 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- 雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

- 中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 在籍型志向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

#### 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
「賃上げ」支援助成金パッケージ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html)



(R7.10)



# 全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

令和8年度予定額 85百万円（一）※当該額はキャリア形成・リ・スキリング事業の内数

## 「国民運動」としての取組方針

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、**労使、大学等の教育機関、業界団体等**において、**リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成**を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など**関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信**を行う。
- **技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間**とし、令和8年度から、労使、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

## 主な取組事項(案)

- 有識者会議の設置・機運醸成に向けた参加型シンポジウム等の開催
  - 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
  - リ・スキリング国民運動の熱量を高めるシンポジウムを開催。
- 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等
  - 他省庁のリ・スキリングに関する施策・政策資源とも連携及び活用していくことで、より効果的にリ・スキリングの機運醸成を図る。
- 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
  - 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
  - 企業における好事例の収集・公表。
  - SNS・ウェブ・既存イベント・関係機関を通じた周知広報。
- キャンペーンロゴ・名称の設定
  - 国民運動の周知・広報を推進するキャッチコピー・ロゴを決定。

※ 本施策を推進していくためには、**厚生労働省・都道府県労働局を始めとする関係省庁と各地域の労使が連携して、地域に根差した取組を進めていくことが重要**。各地域の先進的な取組のご紹介やその情報発信にも取り組み、リ・スキリングの機運醸成につなげていくことを予定。

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

# 省力化投資促進プラン

- 2025年6月、人手不足が深刻と考えられる**12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）**について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。  
⇒これらのプランについては、[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html)で公表中。
- 2025年12月には、**これらに、新たに、警備業が追加**された（※次ページ参照）。
- プランの実行に当たっては、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関によるデジタル支援ツールも活用した**全国規模でのサポート体制構築**、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣**、**よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**の設置を予定。

## 経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

##### （1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

## 「強い経済」を実現する総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）（抜粋）

（持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

人手不足感の強い12業種（※）を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

（※）飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。**これらに、新たに、警備業を追加する予定。**

# 警備業・省力化投資促進プランの概要

## 実態把握の深堀

- 警備業は、**過酷な労働環境・低賃金のため、人手不足が深刻化している**（2025年9月の有効求人倍率：警備業6.70倍/全職業1.10倍）。
- 警備員は、離職率が高く、**高齢化が進んでいる**（2024年における65歳以上の労働者の割合：警備業34.3%/全職業13.6%）。
- 警備業務は危険と隣り合わせであり、**毎年、多くの警備員が不慮の事故により殉職している**（令和6年には28名が殉職）。
- 警備業は労働集約型であり、**省力化とともに労働災害防止に資する自動化・機械化・システム導入の推進が必要**である。

## 多面的な促進策

- 警備ロボットやバーチャル警備システム、警備ドローン等を活用した**施設警備業務の省力化**、交通誘導システム等を活用した**交通誘導警備業務の省力化**。
- 警備員の労務管理、配置シフト管理、上番・下番報告管理、給与の計算や債権債務業務等をシステム化することで、**事務処理や管制員等の業務を省力化**。
- その他、各種申請手続きのオンライン化。

## サポート体制の整備・周知広報

- 業界団体による事業者向けセミナー等での優良事例の横展開により省力化施策を推進。
- 各省庁の施策情報を警察庁が集約し、業界団体等の情報発信を經由して各事業者に浸透させる。
- 生産性向上支援センターにおける伴走支援を活用。

## 目標、KPI、スケジュール

- 目標：警備業の労働生産性を**2029年度までに25%向上**（2024年度比）することを目指す。
  - KPI：2029年度までに**警察行政手続オンライン化システムの利用率25%**を目指す（2025年12月から運用開始）。  
2029年度までに**法定教育にeラーニングを導入している事業者数約1,000業者**を目指す（2025年11月末時点の導入事業者数約313事業者）。
- 省力化支援施策に関する**セミナー（説明会）を年4回（累計16回）開催**し、DX化を推進する。

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

## 重点支援地方交付金

### 生活者支援

#### ① 食料品の物価高騰に対する特別加算

例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付



#### ② 物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援

例) LPガス使用世帯への給付等の支援



#### ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

例) 小中学校等における学校給食費の支援



#### ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

例) 水道料金の減免



#### ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



### 事業者支援

#### ① 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

例) ・経営指導員による伴走支援  
・生産性向上に向けた補助  
・公共調達における価格転嫁の円滑化

#### ② 医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援



#### ③ 農林水産業における物価高騰対策支援

例) ・飼料高騰の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援  
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援



#### ④ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例) ・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援  
・中小企業の省エネの取組支援



#### ⑤ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例) ・地域に不可欠な交通手段の確保  
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

# 厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和6年度）

## 全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

## 三重県

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	367	286	3.3
キャリアアップ助成金	976	734	4.1
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	574	530	1.4
働き方改革推進支援助成金	102	80	1.3

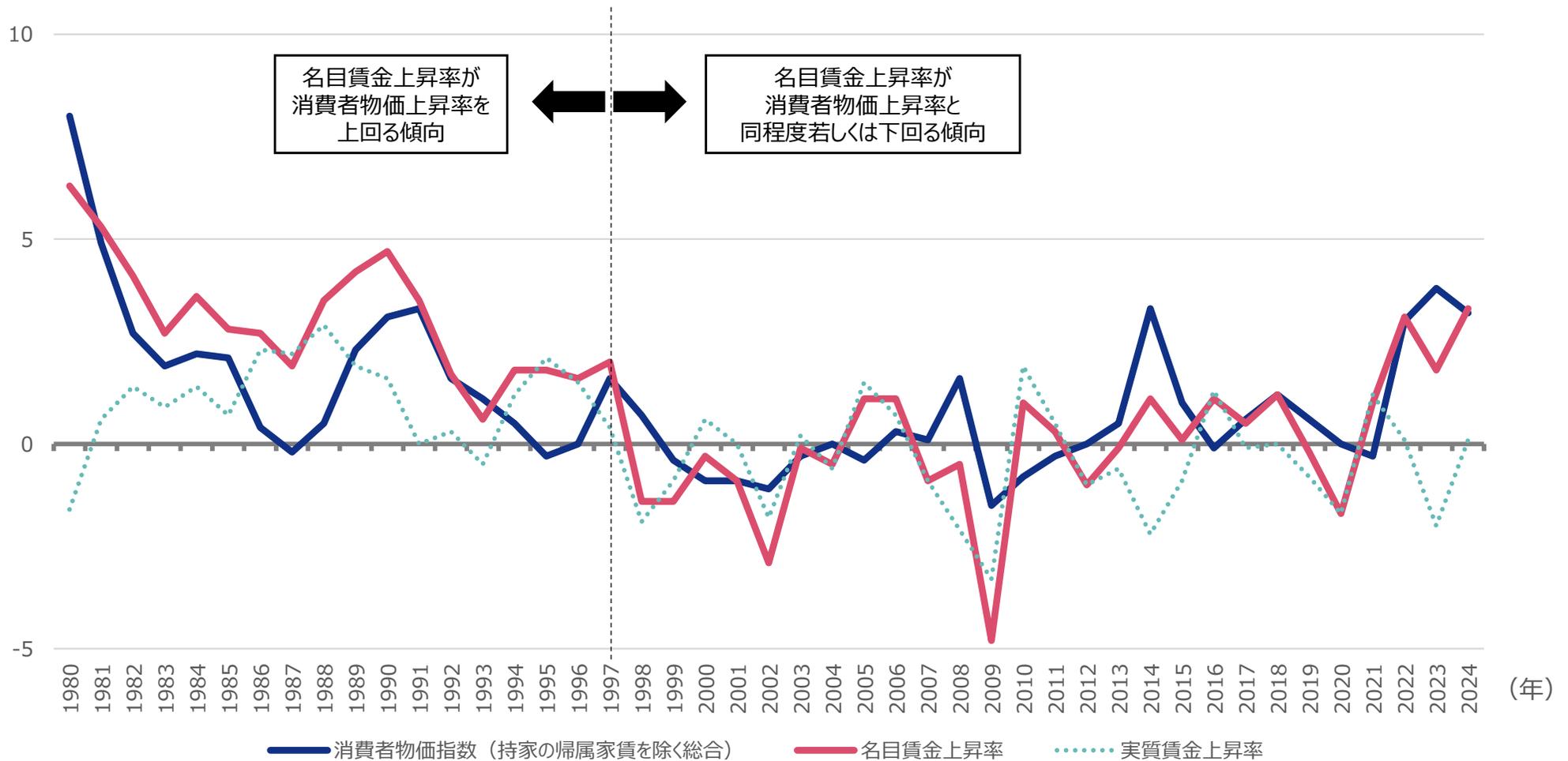
## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

# 物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、3%台で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

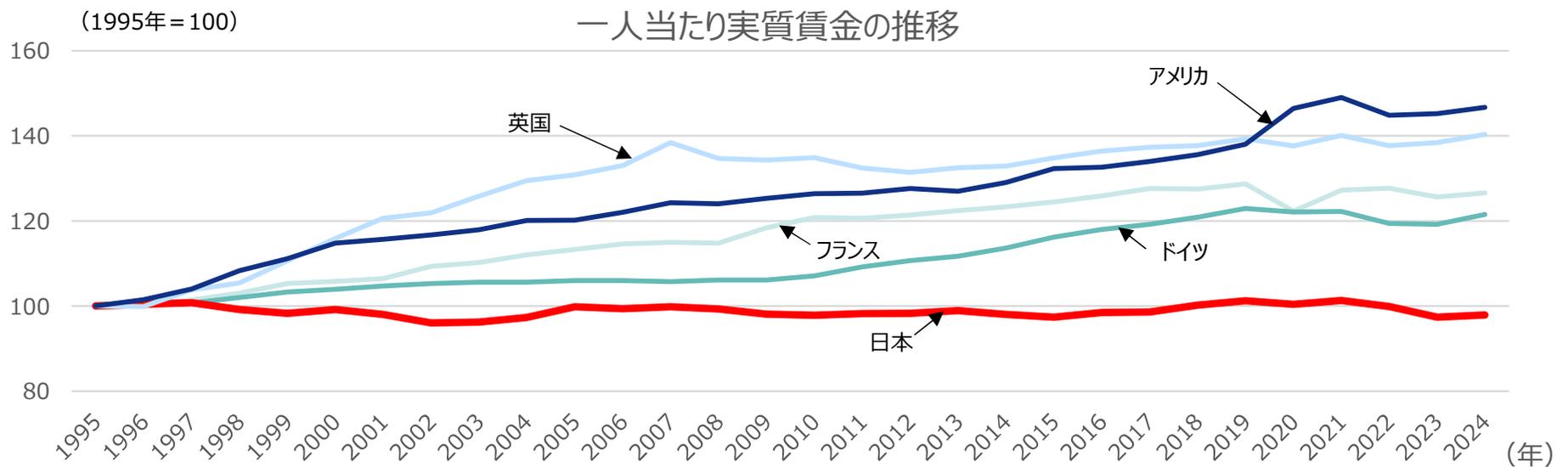
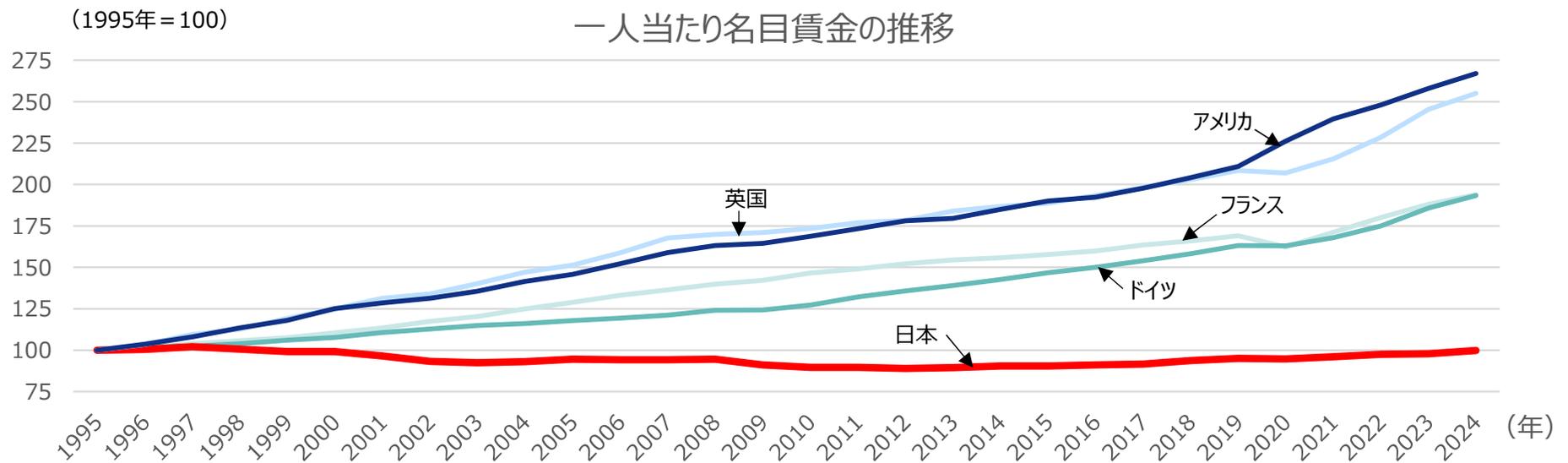


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象 (毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象)

# 一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

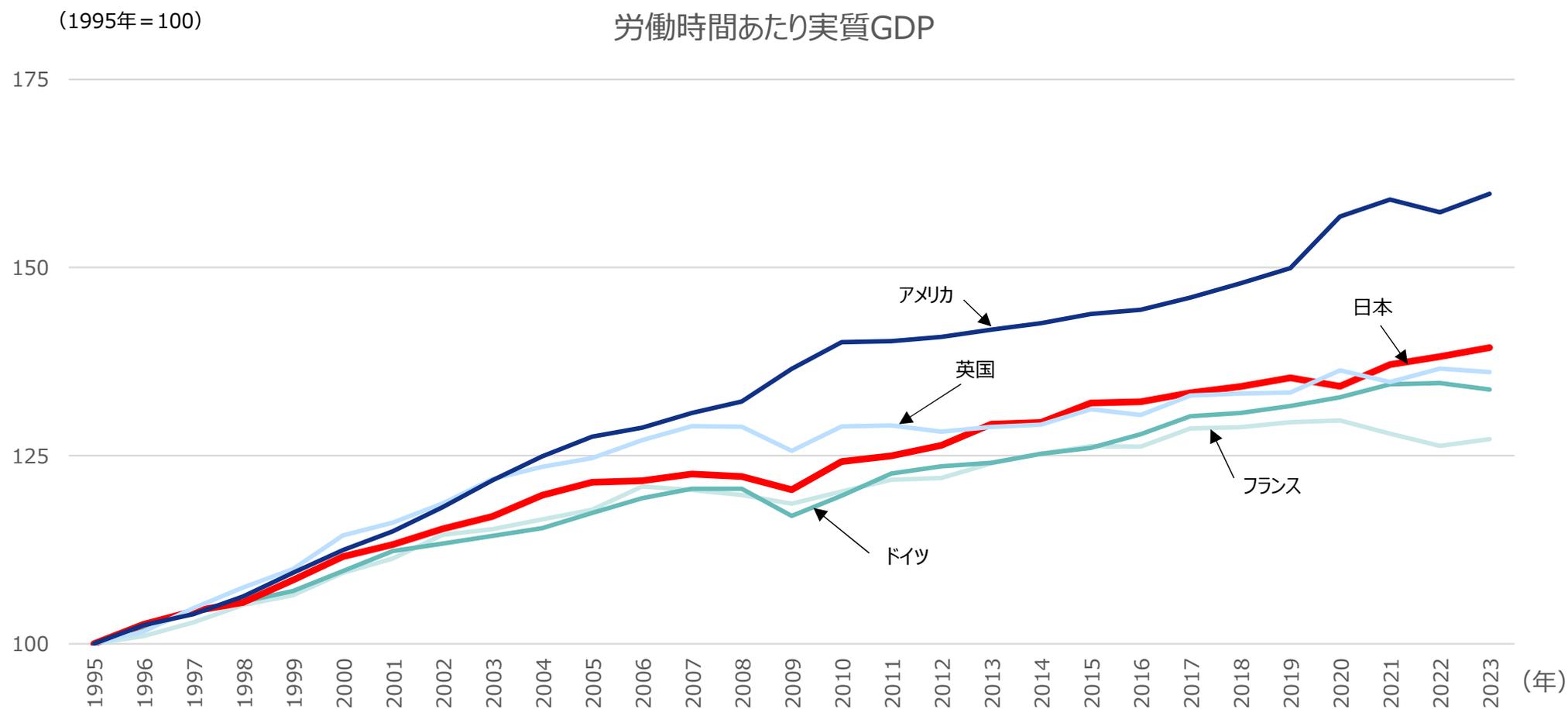
□ 過去30年間にわたり、我が国の一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

# 労働時間あたり実質GDP

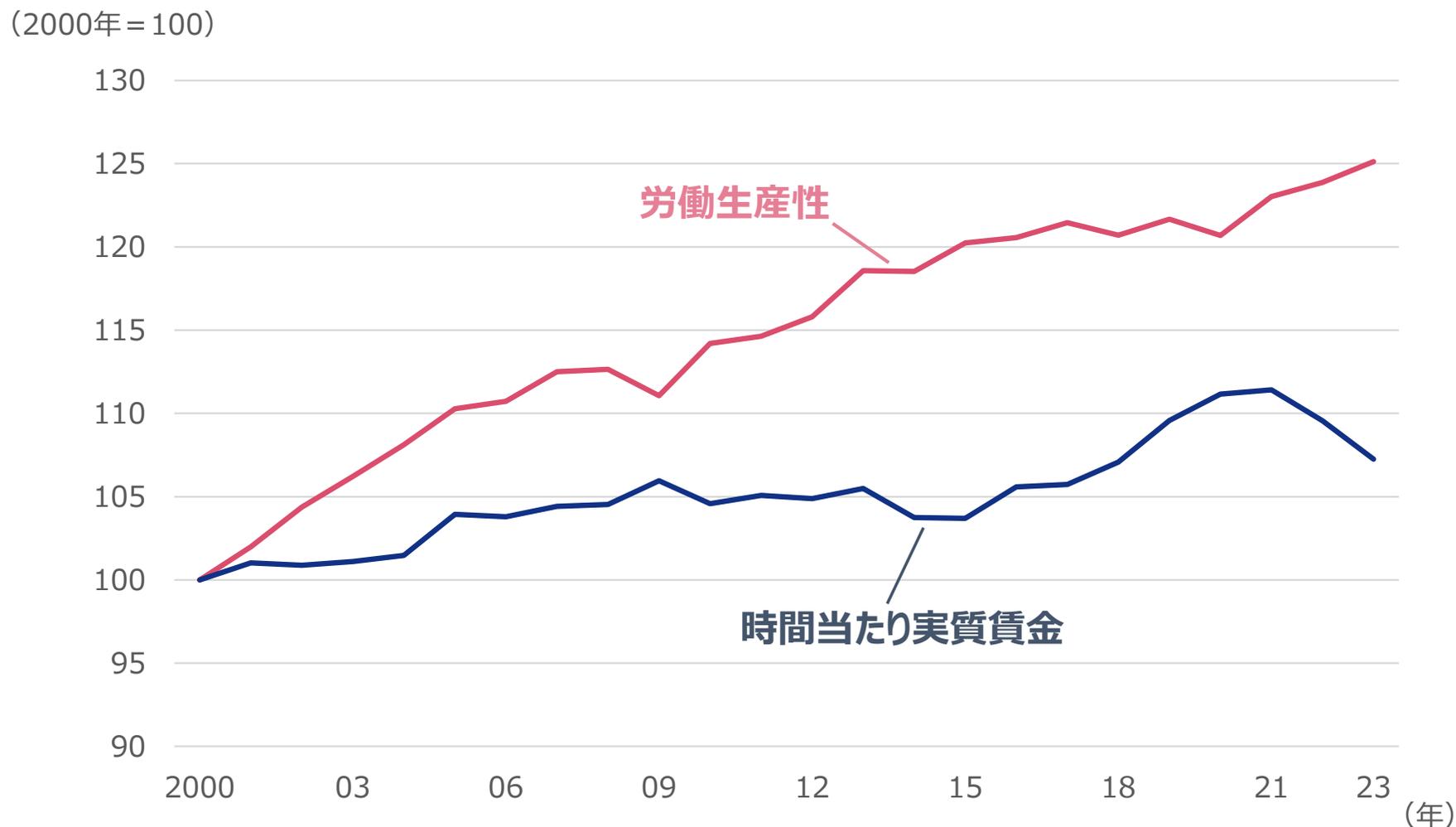
労働時間あたり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

# 実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

□ 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

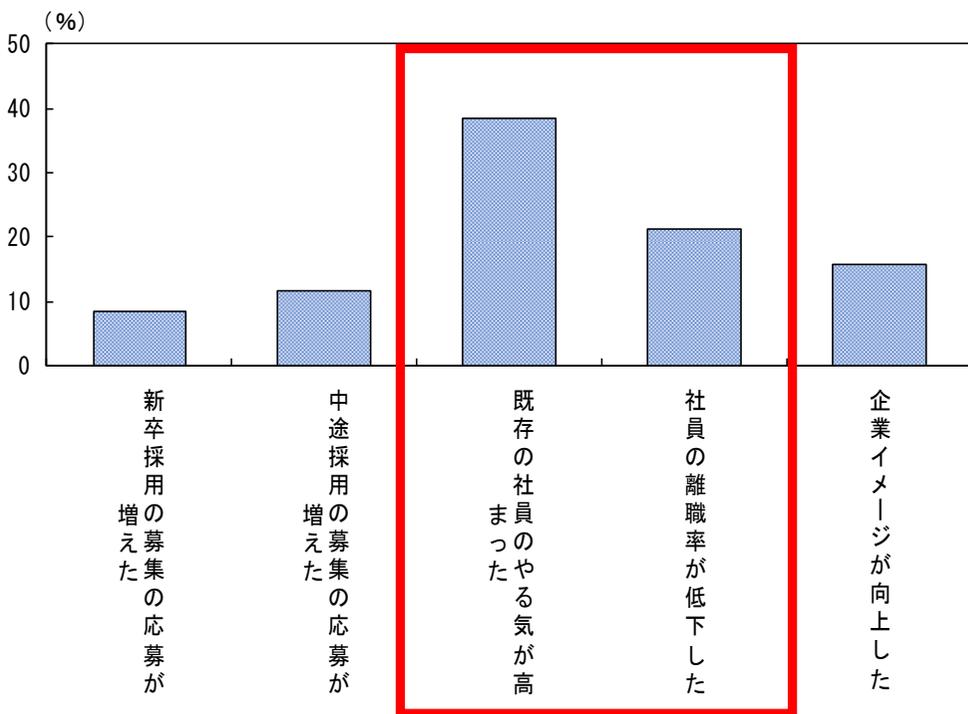
(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計の労働時間数(5人以上事業所、常用労働者計)で除したものの、2000年を100としたもの  
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数(5人以上事業所、常用労働者計)で除したものの、2000年を100としたもの

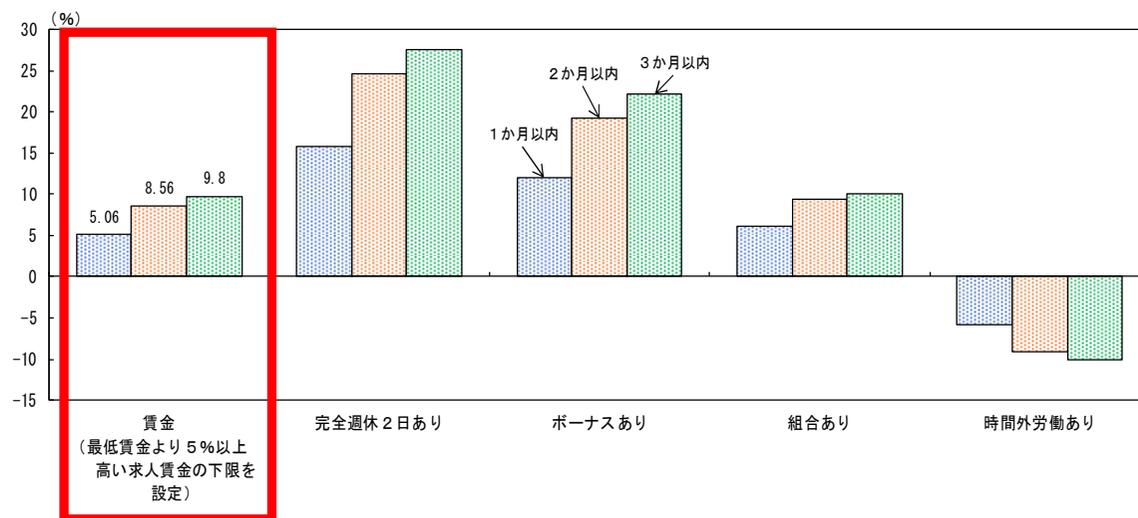
# 賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

図表 01 賃上げで企業が実感する効果



図表 02 求人条件による被紹介企業への応募増加効果



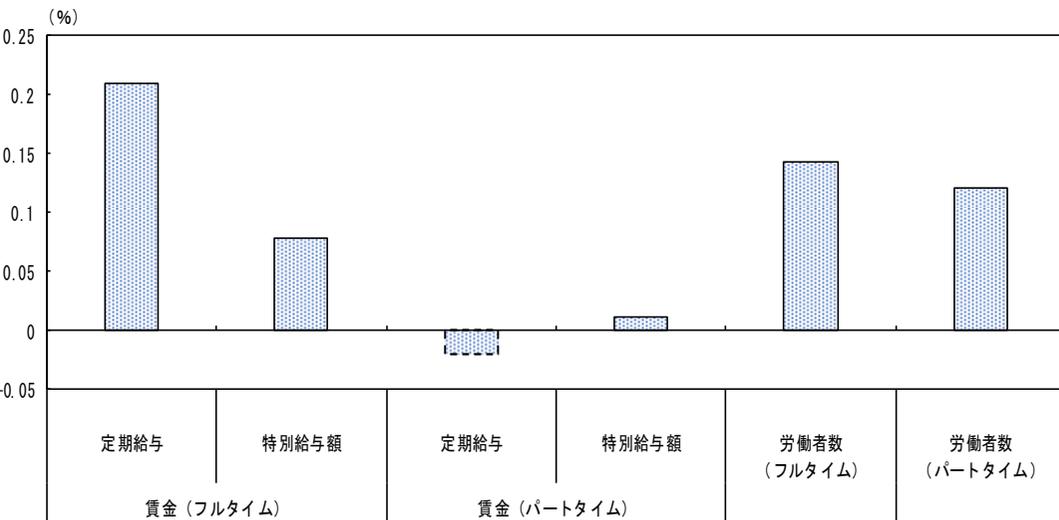
※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3か月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

# 賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

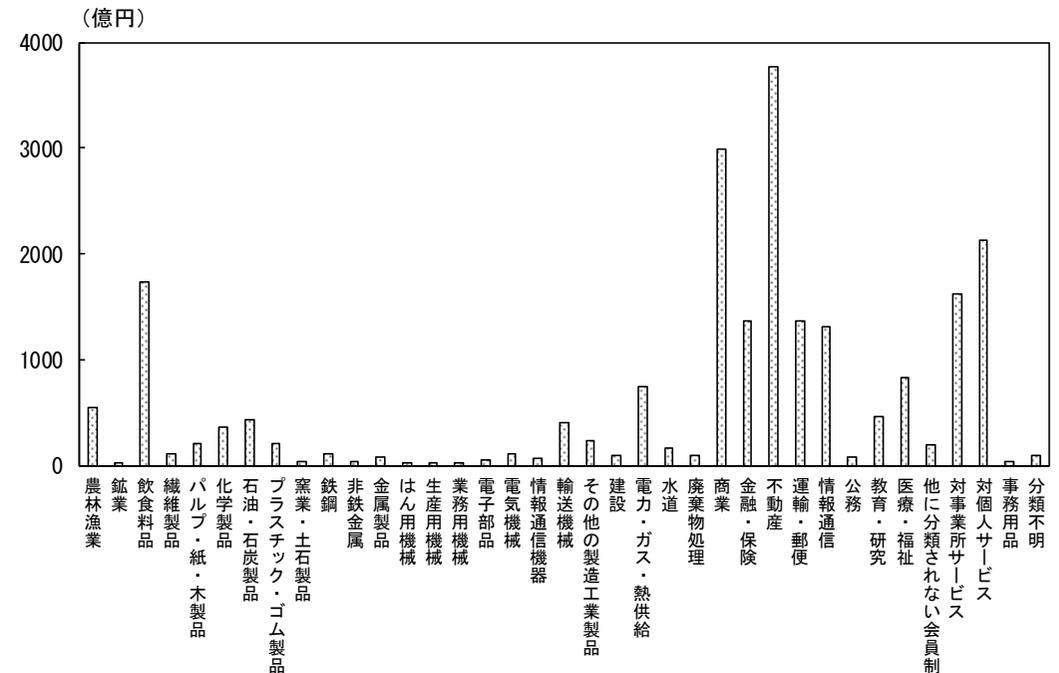
## 図表 03 消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率



## 図表 04 生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

# 賃上げの状況

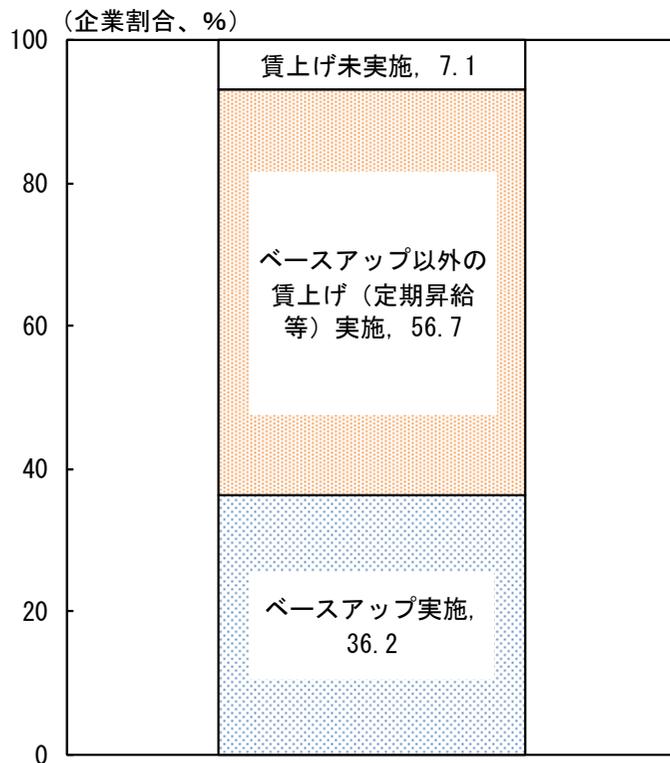
- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表

05

## 賃上げ実施状況

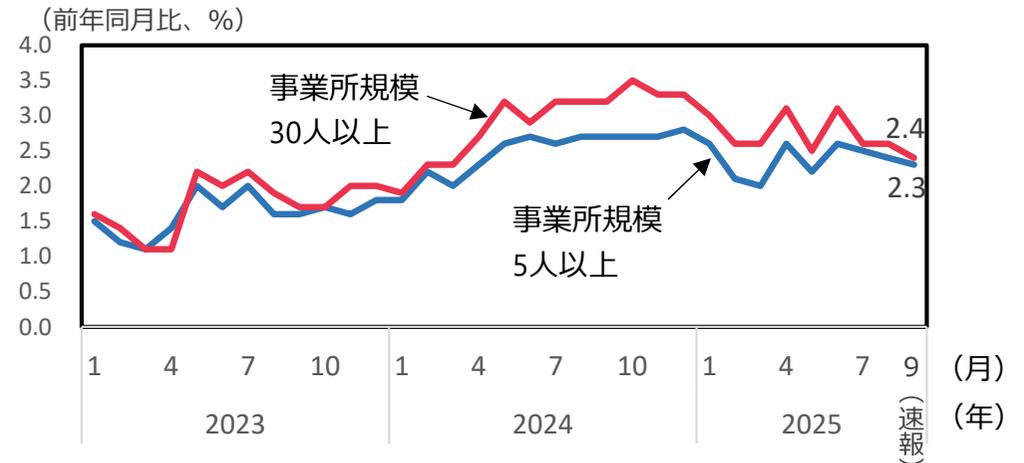
### 賃上げの方法等（2022年）



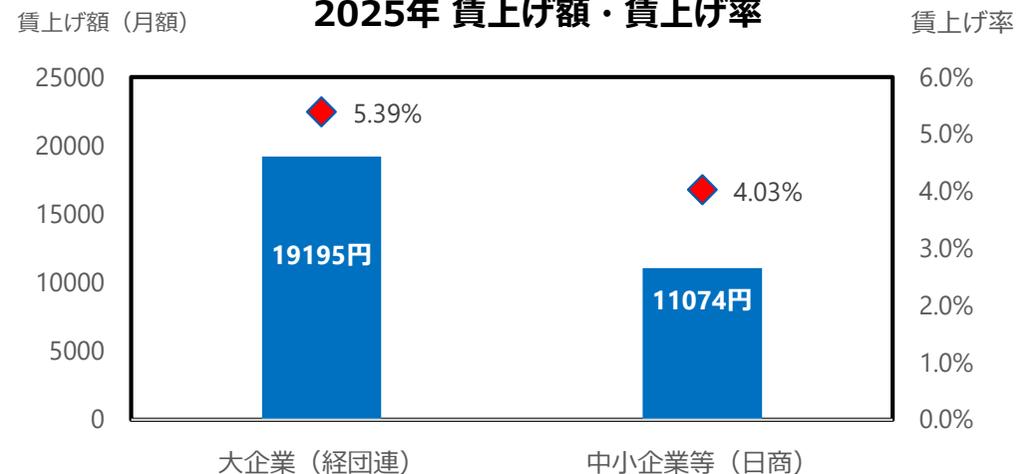
資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。  
 （独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

### 一般労働者の所定内給与の推移



### 2025年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

# 令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R7.10.14）

## 調査結果の概要

### 1 賃金の改定状況

#### （1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%**（前年91.2%）

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 13,601円（前年 11,961円）

改定率（予定を含む。） 4.4%（同 4.1%）

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **15,229円**（前年13,668円）

改定率（予定を含む。） **4.8%**（同 4.5%）

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **11,980円**（前年 10,170円）

改定率（予定を含む。） **4.0%**（同 3.6%）

（注）1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

### 2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況 定期昇給を「行った・行う」企業割合 76.8%

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況  
ベースアップを「行った・行う」企業割合 57.8%

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- **ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）**
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

## 改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。

※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること

② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。

③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

### 2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。

② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。

③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。

④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。

⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。

⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

### 3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

○ 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

## 施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日） 21

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

# 地域働き方・職場改革等推進会議について

## 設置の趣旨・目的

- 全世代型社会保障を構築していくためには、個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働くことができる環境を整備することが重要である。
- 我が国が「人材希少社会」に入らる中で、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築いていく必要があり、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を踏まえ、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、若者や女性にも選ばれる地方を実現するため、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域からの実践を支援する必要がある。
- この支援について、有識者を含めて検討し、関係行政機関で連携して実施するため、全世代型社会保障構築本部の下に、地域働き方・職場改革等推進会議を開催する。

## 取組の参加自治体

- 本取組に参画する自治体を募集した結果、全国68自治体（24県・44市町村）が取組に参加。

## 幹事会（サポートメンバー）

- 関係府省で連携して取組を進めるため、会議の下に、関係行政機関の職員で構成する幹事会を置く。

## スケジュール

- 4月25日（金）第1回会議開催
- 9月29日（月）第2回会議開催

※春以降、各自治体における取組を順次実施。

### 推進会議のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎佐藤啓 内閣官房副長官（参）	猪熊律子 読売新聞東京本社編集委員室
○金子容三 内閣府大臣政務官（全世代型社会保障改革担当）	小安美和 ㈱ Will Lab代表取締役
古川直季 内閣府大臣政務官（新しい地方経済・生活環境創生担当、男女共同参画担当）	白河桃子 昭和女子大学客員教授、情報経営イノベーション専門職大学特任教授
神谷政幸 厚生労働大臣政務官	菅原茂 宮城県気仙沼市長
	平井伸治 鳥取県知事
	古屋星斗 リクルートワークス研究所主任研究員
	山本蓮 地方女子プロジェクト代表

### 幹事会のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長	厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
○内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）（政策統括室長代理 併任）
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局企画官	内閣府男女共同参画局推進課長
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）（雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室長併任）
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）	

# 地域働き方・職場改革ネットワーク

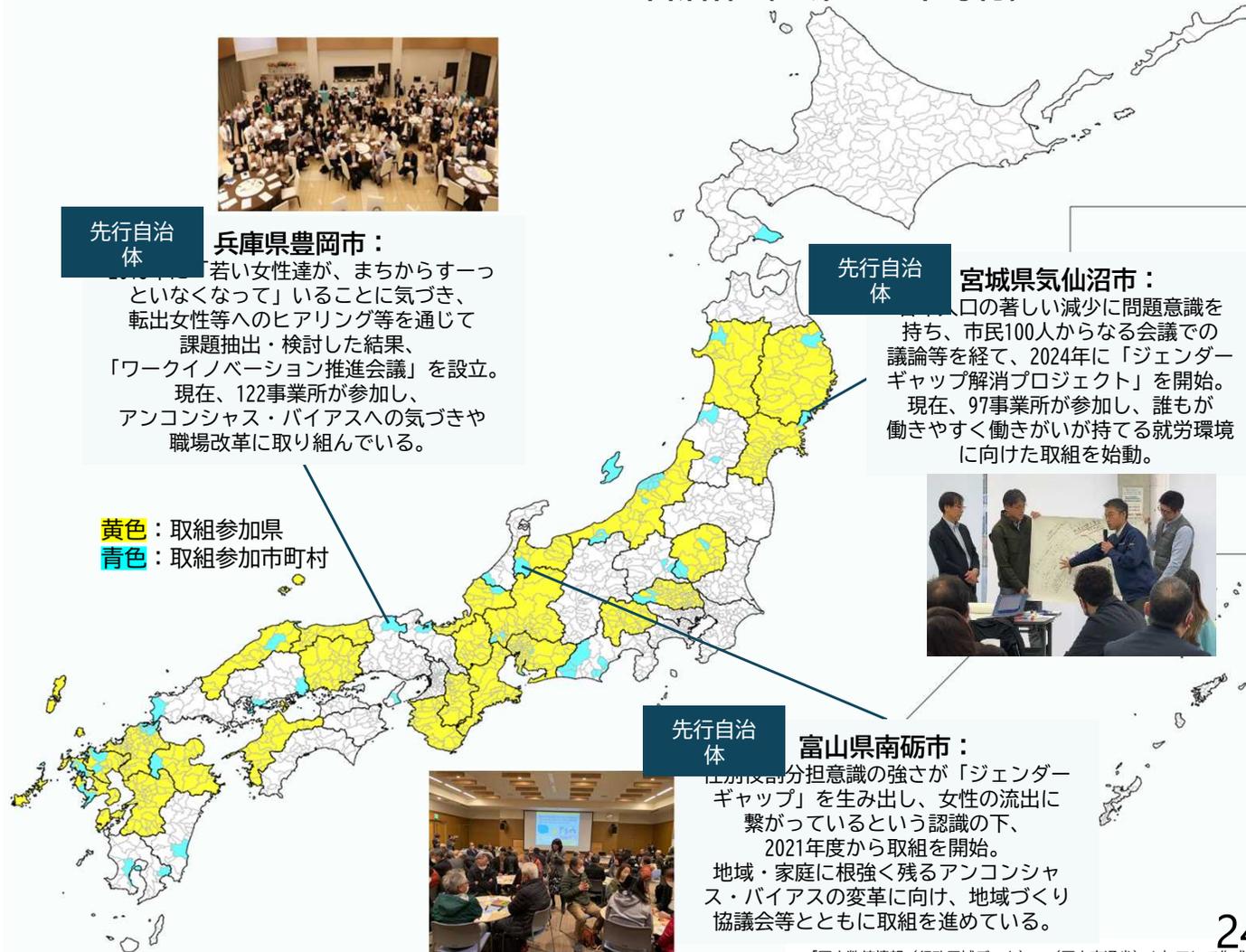
## ～「魅力ある働き方・職場づくり」を起点とした地域社会の変革～

- 「若者や女性にも選ばれる地方」に向け、自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」を解決していく取組を始動。
- 68自治体（24県・44市町村）が参加し、「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成。先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

	県（24）	市町村（41）	
北海道		函館市（北海道）	
東北	岩手県 秋田県 宮城県	久慈市（岩手県） 能代市（秋田県）	酒田市（山形県） 白鷹町（山形県）
関東	栃木県 埼玉県	足利市（栃木県） 佐野市（栃木県） 矢板市（栃木県）	秩父市（埼玉県） 桐生市（群馬県）
甲信越	新潟県 山梨県	新潟市（新潟県） 見附市（新潟県）	妙高市（新潟県） 佐渡市（新潟県）
東海	岐阜県 愛知県 三重県	大垣市（岐阜県） みよし市（愛知県） 南知多町（愛知県）	浜松市（静岡県） 焼津市（静岡県） 藤枝市（静岡県） 菊川市（静岡県） 牧之原市（静岡県）
北陸	富山県 福井県	加賀市（石川県） 勝山市（福井県）	
近畿	滋賀県 奈良県 和歌山県	舞鶴市（京都府） 洲本市（兵庫県）	門真市（大阪府）
中国	鳥取県 島根県 岡山県	境港市（鳥取県） 雲南市（島根県） 下関市（山口県）	呉市（広島県） 福山市（広島県）
四国	愛媛県		
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	北九州市（福岡県） 唐津市（佐賀県） 武雄市（佐賀県） 長崎市（長崎県） 佐世保市（長崎県）	日田市（大分県） 宮崎市（宮城県） 鹿児島市（鹿児島県） 志布志市（鹿児島県）
		市町村（3）	
先行自治体		豊岡市（兵庫県） 南砺市（富山県）	気仙沼市（宮城県）

### 地域働き方・職場改革ネットワーク

68自治体（24県・44市町村）



# 労働局が「働き方の課題」への対応を支援します。

労働局は、**様々な労働行政分野を総合的・一元的に運営**しながら、**地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関**です。**仕事を探している方、働いている方、事業者の方**などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、働く方を直接支援する第一線の機関として、職業安定・人材開発行政の**ハローワーク**、労働基準行政の**労働基準監督署**、雇用環境・均等行政の**雇用環境・均等部(室)**を有しています。

今般、地域の「職場」に呼びかけて課題への気づき・対応を促し、若者・女性にとっての「職場」の魅力を高めることに取り組む**自治体の皆さまと連携し、協力させていただければ幸いです。**

自治体の皆さまの取り組み	労働局の協力が考えられる事項
①調査、ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供</li> <li>優良事例企業の情報提供</li> <li>地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化</li> </ul>
②セミナー、ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍・就職支援等イベントの共同開催</li> <li>若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供</li> <li>職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説</li> <li>女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣</li> <li>求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ</li> <li>ハローワークにおける取り組みとの連携</li> <li>地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化</li> </ul>
③フォーラム、シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>えるぼし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>※女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画。常時雇用する労働者101人以上の企業は策定義務、100人以下の企業は努力義務とされています。</small> </div>
④コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革推進支援センターにおける個別企業に対する支援</li> <li>監督署における企業に対する相談対応・支援</li> <li>地域の若者・女性のキャリア形成・リ・スキリング支援</li> <li>求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ</li> </ul>
⑤好事例展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良事例企業の情報提供</li> <li>求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ</li> </ul>
⑥補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体で実施される補助金の趣旨・内容に合わせた説明会等での講師派遣</li> <li>求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ</li> <li>ハローワークにおける取り組みとの連携</li> </ul>
⑦協議体制、共同宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議体制等への労働局やハローワークの参画</li> </ul>
⑧その他（独自の企業認定・表彰等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の企業認定を取得等した企業へのえるぼし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ</li> <li>職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説</li> <li>女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣</li> <li>地域活性化雇用創造プロジェクト・地域雇用活性化推進事業の活用等支援</li> </ul>



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク・労働基準監督署

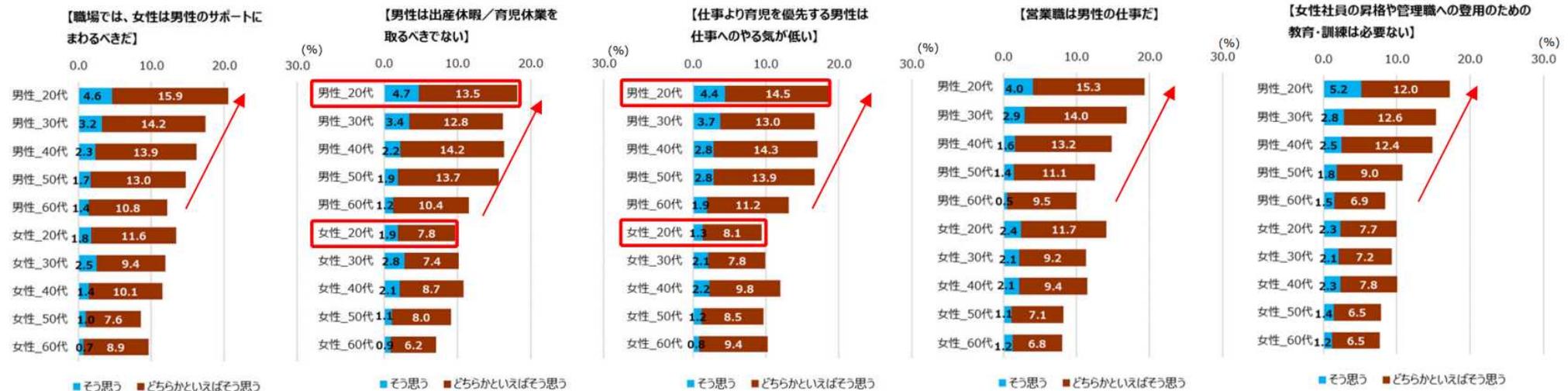
# アンコンシャス・バイアスについて

- ◆ 固定的性別役割分担意識、とりわけ、女性の活躍を無意識に阻むアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根深く存在。
- ◆ アンコンシャス・バイアスを背景に、勤続年数や管理職比率の差や、コース別雇用管理の下で男女の労働者の役割分担が定着している実態がある。

## 性別役割に対する考え

男性 上位10項目				女性 上位10項目			
順位	項目	回答者数：5452 (%)	(参考) 前回順位	順位	項目	回答者数：5384 (%)	(参考) 前回順位
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7	2	1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9	2
2	女性には女性らしい感性があるものだ	45.7	1	2	女性には女性らしい感性があるものだ	43.1	1
3	女性は感情的になりやすい	35.3	4	3	女性は感情的になりやすい	37.0	3
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0	3	4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2	4
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8	5	5	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	27.2	-
6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	33.1	-	6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	23.4	-
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.4	7	7	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	21.6	5
8	男性は人前で泣くべきではない	28.9	6	8	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	21.5	10
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	28.6	-	9	組織のリーダーは男性の方が向いている	20.9	8
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	28.4	8	9	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	20.9	8
11	家事・育児は女性がするべきだ	27.3	9	11	家事・育児は女性がするべきだ	20.7	7
14	家を継ぐのは男性であるべきだ	25.4	10	12	共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ	20.3	6

## <職場における性別役割意識>



(資料出所) 令和4年度「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査」(内閣府男女共同参画局)

# 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の 実現に向けた取組について

---

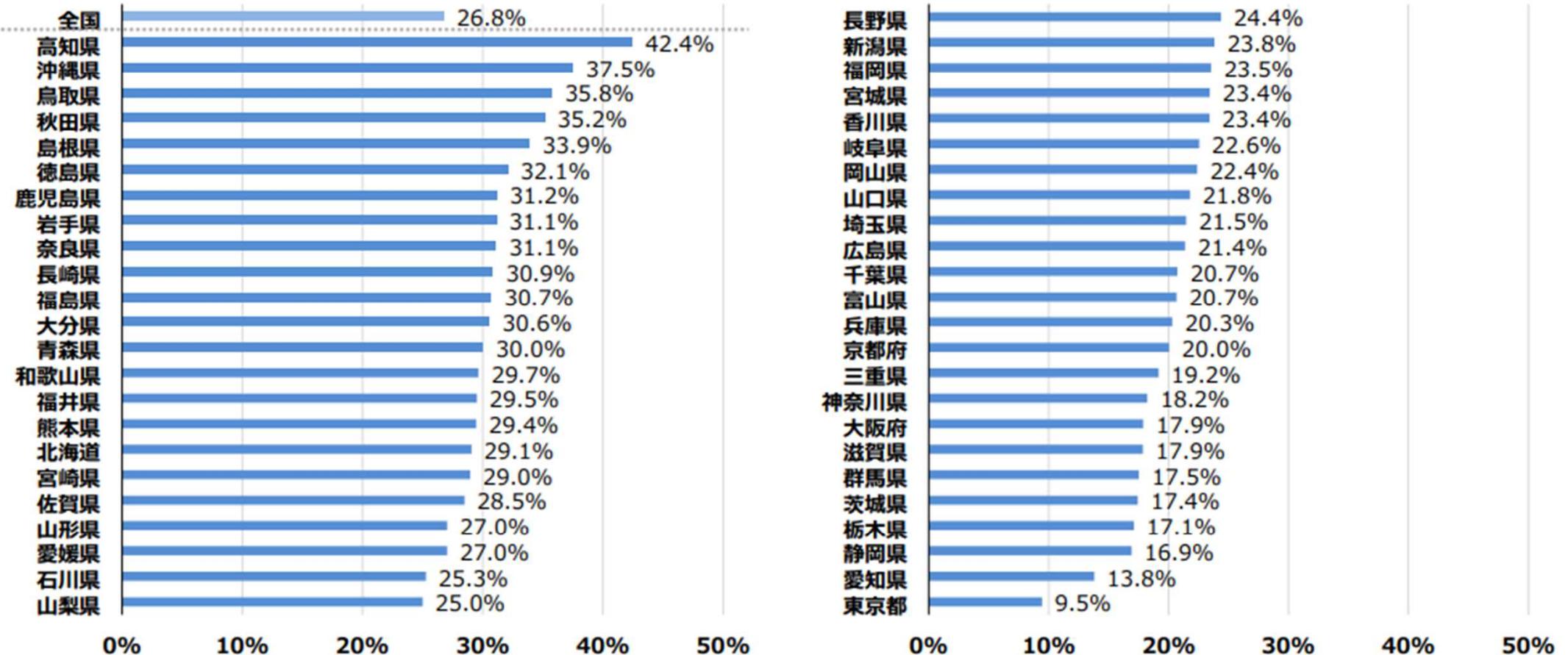
令和 8 年 2 月  
総務省自治行政局

# 公的需要が都道府県GDPに占める割合

新しい資本主義のグランドデザイン  
及び実行計画2025年改訂版  
基礎資料集 (R7.6.13閣議決定)

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

## 公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。  
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。  
(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

# 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、**物価上昇を上回る賃上げを実現**するためには、企業数の99%以上、従業員数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等**の観点からも、**適切な価格転嫁が必要**。自治体には、「**適正な価格で契約を行う**」ことに対する意識の確立が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

## 1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

### CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

## 2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

### CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

## 3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

### POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「**見える化**」して公表（R7.9）

### CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

＜参考＞ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】	【最低制限価格制度のイメージ】
予定価格(1,000万円)	予定価格(1,000万円)
E社(1,050万円)	E社(1,050万円)
D社(950万円)	D社(950万円)
調査基準価格(850万円)	最低制限価格(800万円)
調査基準価格未満で入札を行った業者について <b>契約の履行能力があるかどうかを調査</b>	最低制限価格未満で入札を行った業者は <b>自動失格</b>
C社(820万円) <b>落札</b>	C社(820万円) <b>落札</b>
B社(750万円) <b>不适当失格</b>	B社(750万円) <b>失格</b>
A社(600万円) <b>不适当失格</b>	A社(600万円) <b>失格</b>

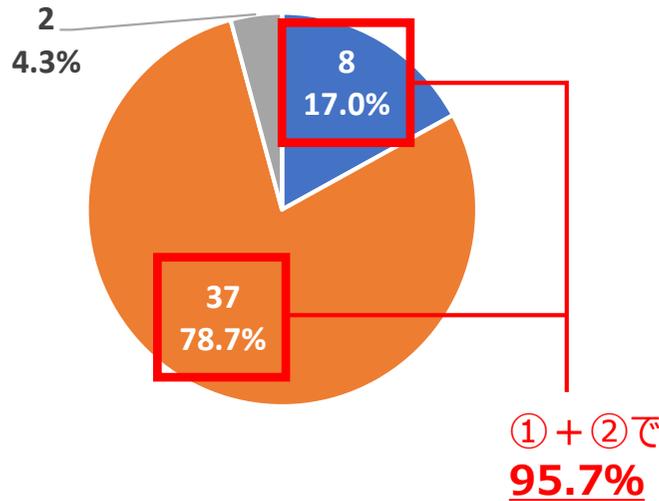
# 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。 ※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として**工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い**。**原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきたい。**

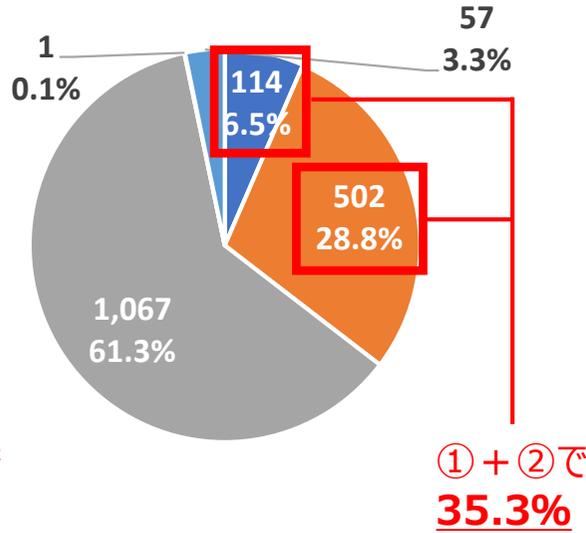
## 調査結果の概要

<低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R7.5時点）>

### 都道府県



### 市区町村



- ①全ての請負契約
- ②工事関係+工事関係以外の一部の請負契約
- ③工事関係の請負契約のみ
- ④工事関係以外の請負契約のみ
- ⑤導入していない

※前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

⇒ **制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「制度導入に当たってのノウハウがない」といった課題があげられている。都道府県の取組を周知するなど、市区町村において制度導入が進むよう、支援をお願いしたい。**

※ 調査結果の詳細については、総務省HPに掲載している。今後も定期的に導入状況等のフォローアップを行う予定。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/14569.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html)

# 「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のためにも活用することが可能です。

## 趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
  - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
  - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
  - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
  - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
  - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



## 重点支援地方交付金の活用方法

### ○対象とする事業

- ・地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達

### ○対象とする費用

- ・物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）

### ○具体的な取組みのイメージ

- ・公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
- ・価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

### 活用にあたっての留意点

- ※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。
- ※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

## 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

### 1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円  
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

### 2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

#### 【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

# 官公需における価格転嫁の取組について

内閣官房

2026年2月

# 官公需における価格転嫁の取組について

## I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

## II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

### 【経済財政運営と改革の基本方針2025等】

#### 「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」

- ◆ 低入札価格調査制度等の導入拡大・活用  
→ 地方公共団体における導入の促進
- ◆ 地方公共団体における相談窓口の開設  
→ 「取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）」の活用

#### 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 （R7.4.22閣議決定）

- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の促進等

#### 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

### 制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底  
（自治体ごとの導入状況が見える化）
- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し  
（直接人件費・直接物件費を指標とする等）
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

### 財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用  
（実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援）
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映（R8年度～）

# 各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年2月

# 各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

## 1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

### （1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

### （2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

### （3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

### （4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

## 2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

### （1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

- ・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合があること など

### （2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

# (参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

## 経済財政運営と改革の基本方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行  
価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の**導入拡大・活用**、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を**進める**。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する**。  
また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する**。

**低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する**。

## 「強い経済」を実現する総合経済対策

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要があることが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する**。

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する**。同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。